地名散歩

第69回　色のついた地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

熊本平野を流れる代表的な川といえば白川と緑川である。白川は阿蘇のカルデラを水源とする清流として知られ、政令指定都市の中でも最高水質とされる熊本市の上水道に使われているので有名だ。『角川日本地名大辞典』によれば「多くの水源から湧出する清水を集め、岩を噛んで流れ下る様子から名付けられたものと思われる」とあるように、清流からの連想らしい。

これに対して白川の第一の支流はその対極で黒川と呼ぶ。こちらは火山灰を含んだ濁水といった説もあるが、透き通った水だから底の岩盤が黒く見える、ということも考えられるのではないだろうか。一方で白川の南側を並行して流れる緑川は「濃い緑色をした深い淵の美しさ」に由来するという説があるそうだ。そもそも川の色は水質や川底の地質、または光線の加減などによって変化するので、色の形容も「客観的」というわけにはいかない。

色のついた地名といえば赤坂や青森、白河などすぐ思い浮かぶほど多いが、それでも山や川などが付かない純粋に「色だけの地名」は珍しい。たとえば赤という地名は大字レベルでは山口県美祢（みね）市と福岡県田川郡赤村があり、後者は自治体名であり大字の地名でもある。平成筑豊鉄道には赤村役場のすぐ近くに赤駅が平成15年(2003)に開業していて、赤村大字赤には赤小学校と赤中学校も揃う。ただし地名の由来といえば「吾勝（あかつ）山に吾勝命が天降った」といった説があり、奈良時代には我鹿屯倉（あかのみやけ）と称した。鎌倉時代からは赤荘（あかのしょう）となり、以来ずっとこの字が使われているが、色の赤とは関係ないのかもしれない。ちなみに赤という漢字は「火にあかあかと照らされた人」を

福岡県田川郡の赤村。中央を横切る送電線沿いに見える村役場(○印)の北側には、図にはないが平成15年(2003)に「赤駅」が設置された。1:50,000「田川」平成2年修正

若狭湾に沿って走る小浜線の青郷駅(左下端)の北側が青。古代の阿遠郷が転じた。かつては福井県大飯郡青郷村青、現在は同郡高浜町青。1:25,000「高浜」平成9年部分修正

意味し、本義としては赤いバラのような色ではなかった。強いて言えばオレンジ色に近いだろうか。

ついでながら、1字で色の名を表記する駅は他に紫駅(西鉄天神大牟田線)と緑駅(JR釧網本線)がある。このうち紫駅は西日本鉄道(西鉄)では最も新しい駅で、平成22年(2010)の開業だ。所在地は市名にやはり紫の字を含む福岡県筑紫野市紫二丁目にあるが、地名そのものは中世まで遡り、由来は「異国より持ち帰った紫草を当地に初めて植えたことによる」と伝えられている。太宰府のすぐ近くでもあり、なるほど由緒ありそうな地名だ。ところが同じ地名でも栃木県下野市の紫は、戦国時代までは「村崎」と表記していたのが、江戸期になって紫村に変わっている。表記の変更は珍しくないから、ここの場合はルーツとしては村の先端だろうか。そうなると色とはまったく関係ない。

もうひとつの色の駅、緑駅は北海道清里町にあるが、かつては上札鶴と称したのを昭和31年(1956)に改称した。駅名としては比較的新しいのだが、地元の地名もやはりその前年に上斜里の一部に設定したもので、この時代でもあり、一種の流行かもしれない。政令指定都市に「緑区」のある市は、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、名古屋市と5つもあり、東西南北や中央などを称する区の次に多いのではないだろうか。もちろん区名以前に緑町や緑ヶ丘などの町名は戦後の高度成長期に爆発的に増えており、この時期に進んでいた「緑の消滅」に反比例してこの言葉が人気を集めたことがわかる。

ただの「緑」を挙げてみると北海道小樽市・釧路市・倶知安町・稚内市、青森県青森市、茨城県守谷市、栃木県宇都宮市・下野市・那須塩原市、埼玉県北本市・久喜市・本庄市・千葉県我孫子市、東京都墨田区、神奈川県小田原市、長野県飯山市、岐阜県可児市、愛知県一宮市・蟹江町・豊川市、大阪市鶴見区、兵庫県南あわじ市、愛媛県愛南町と全国に及ぶが、なぜか北海道と関東にかなり集中しているのは興味深い。

このうち大半は戦後それも昭和40年代以降が多くを占めているが、古いものといえば江戸の頃からあった本所緑町、明治8年(1895)からの小田原緑町、大正4年(1915)からの小樽市緑町に由来する緑だが、いずれも住居表示で「町」を外したものだ。町でなかったのは愛媛県愛南町(旧城辺町)の緑で、ここは江戸時代から緑村と称し、現在は大字緑である。

近年いささか乱発気味の緑に比べて、ただの青という地名は大字レベルでは全国でわずかに1つしかない。若狭湾に面した福井県高浜町の青で、JR小浜線には青郷駅がある。この駅名は青の一帯を称した鎌倉時代からの郷名にちなむ行政村名を採用したものだ。残念ながらこちらも奈良時代には阿遠郷と字が異なる。もっとも古代には「好字二字」で表記する決まりがあったため、無理にその字が宛てられたのかもしれないが。

ただの黒も大字としては全国に1か所のみ、大分県宇佐市の黒がある。伊呂波川という謎めいた名前の川に沿った山間に広がる小さな集落だ。クロというのは畔に通じるので、この川の畔に由来している可能性はないだろうか。そういえば東京の目黒という地名も、かつて馬の牧であったことからメ(馬)+クロ(畔)に由来するという説がある。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 731
2017 December

地名散歩　今尾　恵介

03 平成29年を振り返って
日本土地家屋調査士会連合会　副会長　戸倉　茂雄

05 平成29年度 第1回全国会長会議

09 法の日フェスタ in 赤れんが

11 「法の日フェスタ in 赤れんが」における
筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント
法務省民事局民事第二課

13 東京財団フォーラム
「所有者不明土地」の問題構造と政策課題
―人口減少時代の制度のあり方を専門家と実務家が議論―

17 愛しき我が会、我が地元　Vol.46
大分会／茨城会

20 日本土地家屋調査士会連合会岡田潤一郎会長を迎えた
長野会研修会及び記念碑清掃

23 連合会長　岡田潤一郎の水道橋通信

26 会務日誌

28 日本災害復興学会神戸大会　公開シンポジウム
次世代に災害教訓を継承する

30 ほっかいどう地図・境界シンポジウム開催のご案内

30 土地家屋調査士新人研修開催公告
九州ブロック協議会

31 土地家屋調査士新人研修修了者
関東ブロック協議会

32 ADR法務大臣認定
土地家屋調査士になろう！

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 GPS測量機器総合保険（動産総合保険）のご案内

37 平成30年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

38 ちょうさし俳壇

39 平成29年　秋の叙勲・黄綬褒章

40 国民年金基金から

42 ネットワーク50
東京会

43 編集後記

表紙写真
「時空への旅立ち」
第32回写真コンクール金賞
君島　利夫●栃木会

平成29年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会　副会長　　戸倉　茂雄

日頃より、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。早いもので、平成29年酉年も、もう少しで終わろうとしていますが、今年の連合会の会務につきまして振り返ってみたいと思います。

平成29年は、役員改選の年でした。各土地家屋調査士会におきましても、半数近くの会で会長が交代されましたが、連合会も6月の第74回定時総会におきまして、林千年前会長から岡田潤一郎会長へと襷（たすき）が渡されました。役員の改選年は、メンバー交代や所属部署の異動のため、エンジン始動に少し時間を取られることもありますが、半年が経過した現在、それぞれの部が総会で承認された事業の遂行に向けて速度を上げて走り出しているところです。

今年度の事業について

第74回定時総会では、各事業についてご承認いただきましたが、中でも、事業方針大綱では、大きな五項目を掲げています。一つ目は、「土地家屋調査士の調査権限の強化と業務処理環境の改善」です。筆界に関する専門家として、その能力を向上維持していくことは当然のことですが、更に円滑に表現できる環境の改善のため、将来的な法改正も視野に入れ、今年度も取り組んでいます。二つ目は、「『境界紛争ゼロ宣言!!』の継続的発信」です。これは、2014年に開催した公開シンポジウムで採択されたスローガンですが、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRによる土地境界の紛争解決の制度PRとして、広く市民に発信するため、広報部ではPRのための効果的なツールを企画検討しています。三つ目の「表示登記制度への継続的な提言と運用」は、業務部を中心に、平成30年度実施予定の完全オンライン化へ向けて、取り組んでいます。また、不動産登記規則第93条調査報告書につきましては、改定後二年が経過しようとしています。土地家屋調査士による適正な不動産登記の申請と登記事務の効率化にとって重要な報告書ですので、引き続き、連合会が提供している作成用ソフトの更新や記載等について対応してきました。さらに業務部では、平成30年度に向けて、平成28年から継続している調査・測量実施要領の改訂作業を進めています。刻々と変化する社会の動きに対応できる要領にするために、法令、技術と多岐にわたり委員を中心に作業をしている最中です。

政府の骨太の方針に登記所備付地図の整備が明記され、多方面から地図の重要性が認識されていることは既に周知の事実です。地図の整備は境界紛争の予防解決にとっても、また、毎年のように、日本のどこかで発生している自然災害後の復旧の道標としても、重要な情報の一つです。これは、「地図作りへの貢献」として大綱に掲げられています。不動産登記法第14条地図作成作業には大都市型、従来型、復興型の三種類がありますが、今年度も法務省民事局民事第二課と協議を重ねてきました。また、建物所在図については、神戸地方法務局管内において試行することになり、兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が着手しています。公共調達に関しては、適正な業務を適切な報酬価格で応札できる受託体制に向けて、社会事業部を中心に事業計画を進めています。

「所有者不明土地」という言葉は、今や、一般的な表現として定着しつつあるのではないでしょうか。10月26日、民間の有識者でつくる研究会が2040年には所有者不明土地が720万ヘクタールに達するという独自の試算を公表しました。その広さは、北海道に迫る広さだそうです。2016年時点の九州と同じ410万ヘクタールの所有者不明土地が障壁となる経済損失1,800億円が、24年後には累計で6兆円に

及ぶという気の遠くなるような損失額が見積もられていました。

隣接地の所有者の所在把握が困難なため苦労したという経験をお持ちの方は多いのではないでしょうか。土地家屋調査士であれば、そのような土地にいつ出会ってもおかしくありません。土地の所有者の所在が分からなくなる原因一つとして、相続の未登記がクローズアップされていますが、土地家屋調査士の知見と特徴をこの課題に取り組むためのツールとして役立てることのできるよう、有識者会議やフォーラムに積極的に参加し情報を収集しています。人口減少、高齢化が進む時代の土地家屋調査士制度として社会に関わる重要性を改めて感じる一年でした。

ここで、私の担当の一つである広報部の活動を振り返ってみたいと思います。

7月の土地家屋調査士の日には、インターネット上に特設ページを開設し、一般の人を対象にした土地家屋調査士クイズとアンケートを実施しました。年々、応募者が増加傾向にあり、来年も取り組みたいと考えている企画です。

8月には、「こども霞が関見学デー」に法務省民事局民事第二課と協力して参画しました。来場者数は1,600人を超える来場者で賑わいました。室内では、登記制度を紹介したパネルや古地図、重ね図の展示など制度のPRに努めました。また、法務省内の広場で実施したトータルステーションを使用した測量体験は400人を超える人に参加していただき、盛況の中「土地家屋調査士」をPRできたのではないかと思っています。

10月には、法務省で開催された「平成29年度法の日フェスタ」に参加し、重ね図作成のデモンストレーションや伊能小図、中図（複製）の展示など、来場者にとって分かりやすい企画により、土地家屋調査士という職業を知っていただけたのではないかと思っています。

また、「G空間EXPO」では、シンポジウム「地籍と災害～今の社会問題を考える～」を開催しました。近年、大規模な災害が各地で発生しています。大規模災害発生後の復旧・復興に重要な役割を担うことが予想される「地籍」。私たちはその「地籍」を取り扱う専門家の視点から今の社会問題の解決方法について考察するとともに、これからの地籍情報の管理と在り方について考えるシンポジウムを通して土地家屋調査士制度をPRできたと思っています。今回は、連合会報に寄稿していただいている、地名や地図の研究家であり、テレビ等メディアでもおなじみの今尾恵介（いまおけいすけ）さんに「地名と災害の関係」について講演をお願いしました。一般の方も来場され盛況の中、シンポジウムを終えることができました。

来年に向けて

来年は、西暦2018年、平成30年を迎えます。干支は戌。「犬も歩けば棒に当たる」という諺がありますが、じっと動かずにいるよりも、跳ね回る一年にしたいと思いますが皆様はいかがでしょうか。

平成29年度 第１回全国会長会議

平成29年10月24日（火）午後1時から25日（水）正午まで、東京ドームホテル地下1階「オーロラ」において、平成29年度第1回全国会長会議が開催されました。

1．会長挨拶

新執行部となって初めての全国会長会議である。今年も九州地方を中心に災害が発生した。被害に遭われた会員の皆様、土地家屋調査士会の皆様には、心よりお見舞い申し上げるとともに、連合会は、今後も事前復興を主たる行動指針としつつ、早期の災害復興を目指した活動を行っていく。

一昨日、衆議院の総選挙が行われたが、早速、全国土地家屋調査士政治連盟とも連携して今後の体制を整えていきたい。

私たちの未来は国民の皆様と一緒にあることに間違いない。その一歩となるような会長会議となるよう、また会長の皆様には会議の内容を地元の会員へ伝達いただけるよう、よろしくお願い申し上げる。

2．座長選出

司会指名により、中国ブロック協議会の山口会杉山浩志会長が座長となり、議事が開始された。

3．連合会長　会務報告総括・施政方針

去る6月の定時総会で、前執行部から襷（たすき）を受け取って、4か月が経過した。7月に招集した新執行部による初めての理事会において、各副会長、理事の業務分掌を決定し、前期まで副会長により便宜的に対応をしてきた常勤役員体制を変えて、今期は常勤理事として柳澤尚幸理事を専務理事に選任し、連合会における情報経路の集中化と会務運営の推進力としての機能を図ることとした。また各理事には、全ての会務全般につき、「経緯と経過を整理確認し、

岡田会長

座長　山口会杉山会長

問題点を抽出・分析の後、対応策を提案・協議」を活動の基本とするよう伝達した。

8月末に土地家屋調査士試験が実施されたが、受験者数が19年ぶりにプラスに転じた。僅か179名(3.4％)の増ではあるけれども、他の多くの士業が受験者減少に悩む中、様々な場所で協議し、歴代の広報部はじめ、各土地家屋調査士会での寄附講座開講や出前授業の取組といった広報活動の成果が表れたのだと思う。来年以降もこの流れを大切に、次なる一手を打つ必要がある。私たちの業務が社会に対して重要かつ有用であり、やりがいやステータスを伴うものであることを、引き続き、「境界紛争ゼロ宣言‼」の旗標の下に、発信していきたい。昨年に続き、法務省民事局民事第二課と協力し、「子ども霞が関見学デー」、「法の日フェスタ」に参画した。共に昨年を上回る来場者数となり、多くの子どもたちと親御さんに土地家屋調査士をPRできたと思う。このような地道な取組が将来の土地家屋調査士を生み出し、所有者不明土地問題や空き家問題を解消する一歩になると考えている。

今年5月29日から実施された法定相続情報証明制度について、「法定相続情報証明制度に関するQ＆A」で各土地家屋調査士会に周知したように、相続登記促進という制度創設の趣旨から、八士業等しく、また土地家屋調査士法第3条業務にかかわらず職務上請求書により戸籍謄本等の取得が可能であり、法定相続情報証明の申出が可能であるという整理がされたので、改めて報告する。

今期、研修部に強く指示している事項として、新人研修会の集約化と研修システムの道筋を示すことがある。新人研修会の集約化に関しては、平成30年から土地家屋調査士試験日程が10月に移行予定であることから、平成31年度から実施できるか否か、また課題となるべき項目は何か、早急にまとめるよう指示。さらに、更新システムをも視野に入れた、研修システムについても全国から研修員を任命し、その可能性も含めた検討をすることにしている。

「調査権限の強化」、「業務処理環境の改善」に関し、土地家屋調査士法施行規則第29条の改正を視野に、法務省はじめ関連部署と継続的に鋭意協議を行ってきた。「土地の筆界を明らかにする業務」は、土地家屋調査士法第3条に規定されている不動産の表示に関する登記を直ちに伴うものでなくとも、法令等に基づき全ての土地家屋調査士が行うことができる業務と考えているということについて、方向性も含めてご協議いただきたい。また、オンライン登記申請における「資格者代理人方式」の導入予定時期やインセンティブに関しても、各土地家屋調査士会においても積極的な対応をお願いしたい。

社会環境の変化は、想像以上のスピードである。不動産登記の世界にマイナンバーを紐付ける日も遠くないかもしれない。QZSSを利用した衛星測位と測位精度の在り方の議論、さらには、官民データ活用推進基本法に伴うオープン構想の議論と実践や経済産業省提唱のブロックチェーンの技術研究と利活用対応も迫られている。また、地籍制度の国際標準化を見据えた更なる活動も必要になると考えている。

太古の時代から「強い者が生き残ったのではなく、環境の変化に順応できた者が生き残ってきた」ことは歴史が証明している。私たちも社会の環境変化を敏感に捉え、次の時代を生き抜く知恵と行動が求められていることは明白である。

連合会は、「私たち土地家屋調査士の未来は国民と共にある」わけであり、「ブレることなく、まっすぐ前へ」ということを土地家屋調査士会の皆さんと一緒に実行したい。

4. 連合会事業経過報告

平成29年度各部等事業計画の進捗状況について、各部から報告がされ、質疑応答が行われた。

5. 連合会が取り組んでいる事項等の説明

以下の事項について連合会から説明を行い、意見交換を行った。

(1) 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」(業務情報公開システム)について(業務部)

土地家屋調査士が保有する業務に関する情報を共有するためのシステム構築を目指すものとして、平成24年度から検討を進め、平成26年度から総会での承認の下、株式会社ゼンリンとシステム構築の具

三田業務部長

体的な協議に入った。このシステムは、土地家屋調査士が保有する業務に関する情報を共有財産として、権利の明確化と紛争を予防する社会に貢献できるシステム作りを目指すものである。会員の業務の合理化と会員相互の連携の向上、調査・測量実施要領(第6条、第8条)の順守の促進、会員各事務所の事件管理への貢献を大きな目的とし、平成27年には全国3か所においてモニタリングを行い、平成28年には全国8ブロック320名の協力をいただき、情報公開実証実験を行った。後に改良を行い、本年12月を目途に正式運用を予定している。また、実証実験を行った会で本システムの説明会を開催するため準備を行っている。

(2)「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(案)」について(制度対策本部)

平成26年度に「制度の将来と研修体系を考える会議」が開催され、早期にグランドデザインを制定する必要性があるとの答申がなされた。平成28年度、「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン制定委員会」を組成。「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン(案)」を取りまとめ、理事会において連合会役員への説明と意見を求めたところである。全国の会長の意見を伺った上で、再度協議し理事会の審議を経て、正式に提示することとしたい。

(3) 受験者拡大のための地元大学、予備校、補助者等への呼びかけについて(広報部)

制度広報と社会広報の一助として、受験者拡大に特化した方策をご検討いただきたい。連合会としてできること、各単位会だからできることのすみわけを行い、より効果の大きい広報活動で受験者拡大を図りたい。

(4) 広報部役員及び広報員と土地家屋調査士会とのつながりをもつ方策について(広報部)

更なる広報事業の充実を図るため、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会広報部と、連合会広報部役員、各ブロックから選出された広報員との連携についてご意見をいただき今後対応していきたい。

(5) 第14回土地家屋調査士特別研修の実施時期の変更について(研修部)

土地家屋調査士特別研修は、例年2月上旬から実施しているところであるが、近年の受講者の割合は、登録後間もない会員の受講率の高さが顕著に表れている。土地家屋調査士試験の日程が変更になることから、第14回土地家屋調査士特別研修の実施時期

柳澤専務理事

金関広報部長

を変更することについて説明したい。

(6)「土地の筆界を明らかにする業務」に関する照会回答について(制度対策本部)

岡田会長からの「会務報告総括・施政方針」のとおり、「調査権限の強化」「業務処理環境の改善」に関し、土地家屋調査士法施行規則第29条の改正を視野に、法務省はじめ関連部署と協議を行ってきた。これまでの経緯を説明するとともに、改めて規則第29条改正について、また関連法との関係について協議を行い対応していきたい。

6. 意見交換・情報交換

会長から提出された13のテーマに基づき行われた。「オンライン申請」、「筆界特定制度」、「ADR認定土地家屋調査士の活用」などの日常業務に関連するテーマから、「所有者不明土地問題」、「不動産登記情報の公開の在り方」、「土地家屋調査士制度」といった社会の動きを見据えた上で土地家屋調査士の未来を語るものと多岐にわたる意見交換・情報交換であった。

取材者感想

今年度の役員改選に伴い、各土地家屋調査士会においても半数近くの会長が交代して初めての全国会長会議であった。

国は情報の共有化を進めている。オープンデータが身近に感じられる時を迎え、日々変化する社会問題に対応すべく、私たちも変わり続けなければならないことを再認識した二日間であった。全国の会長からいただいたご意見・ご要望を基に、社会の流れを見極め、土地家屋調査士制度の発展を目指し、今後の会務に努めていきたい。

広報部次長　山口賢一(長崎会)

土井研修部長

加賀谷副会長

平成29年度

法の日フェスタ in 赤れんが

～法を身近に感じてみよう～

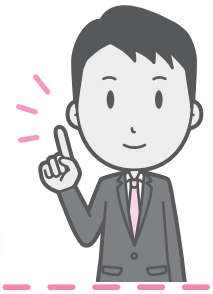

「法の日フェスタ」は、最高裁判所、法務省・最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催により、10月1日の「法の日」※週間記念行事として、法や、法務行政を身近に感じてもらうために、例年「法の日」週間の土曜日に開催されているイベントです。平成29年度は10月7日の土曜日に実施されました。

土地家屋調査士制度を管轄する法務省民事局民事第二課では、他のイベントに加え、筆界特定制度や土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、測量体験やパネル・写真・伊能小図（複製）の展示、法務局地図と空中写真を重ね合わせるいわゆる「重ね図」のデモンストレーションなどが実施され、日調連も企画・当日運営などの協力を行いました。当日の様子をお伝えします。

測量体験１

≪TS（トータルステーション）を用いた赤れんが計測≫

測量体験1は、法務省内のサンクン広場から赤れんが棟の屋根や尖塔までの距離や高さを実際にTSを使って測ってみようという企画で、8月に行われた「子ども霞が関見学デー」でも好評であった企画です。内容はほぼ同じでしたが、今回も多くの人にTSに触れてもらうことができました。

測量体験２

≪投球計測≫

測量体験2は、柔らかいボールやシャトルを投げて距離を予想し、TSで測った正確な距離との違いを体験してもらおうという企画です。一緒に来られたお子様にも人気の企画でした。

※ 「法の日（毎年10月1日）」は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の共同の決議に基づき、国民の皆様に、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう設けられたもので、「法の日」から1週間は「法の日週間」とされ、最高裁判所、法務省・最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催でイベントが行われます。

写真・パネル展示

≪登記官と土地家屋調査士の仕事、伊能小図、中図≫

法務局の仕事や筆界特定制度・土地家屋調査士制度、地面のボタン（境界標）についてパネル展示を行いました。さらに、普段は土地家屋調査士会館1階に展示している「伊能小図（複製）」と連合会で所蔵している「伊能中図（複製・関東東部）」も来場者にご覧いただきました。

講演「法務局の地図とその役割」

福島会の白土洋介会員にご協力いただき、いわゆる「重ね図」のデモンストレーションを行っていただきました。座標値を基に法務局地図と国土地理院が公開している航空写真地図とを同縮尺で重ね合わせ、地図の正確性やズレ、使用用途などの確認が容易にできることについて説明がされました。法務省周辺の地図の重ね合わせでは、年代による使用用途の移り変わりや、周囲の境界標の写真などが提示され、境界を身近なものとして認識していただけたのではないかと感じています。

まとめ

平成29年度の「法の日フェスタ in 赤れんが」は、1,600名を超える参加者があり、日調連が協力した測量体験や重ね図デモ等には、そのうちの250名ほどに参加していただきました。当日朝は、小雨がふり足元が悪く心配していましたが、当初の予想をはるかに超える来場者数で、多くの方に土地家屋調査士の仕事や筆界特定制度のことを知ってもらえたイベントでした。

（日調連広報部）

「法の日フェスタ in 赤れんが」における筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント

法務省民事局民事第二課

平成29年10月7日(土)、第58回「法の日」週間記念行事として「法の日フェスタ in 赤れんが」が開催され、法務省民事局民事第二課では、日本土地家屋調査士会連合会と共同して筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しました。

本年度における、筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントは、本年8月2日・3日に開催した「こども霞が関見学デー」に引き続き本年度2回目の開催となり、「法の日フェスタ in 赤れんが」においては、昨年度に引き続き2回目の開催となります。

当日は3連休の初日であり、雨天の予報に加え、実際に朝から小雨がぱらつく状況であったため、昨年度よりも参加者が少なくなるのではないかと心配しましたが、本年度の来場者数は1,602人と、昨年度の1,367人を200人以上上回る参加者数となり、心配は杞憂に終わりました。来場者数が昨年度より増えた理由は、近隣で開催された「ピンクリボンフェスティバル」のウォークイベントの参加者が法務省に多数立ち寄っていただいたことや女性アイドルグループの「仮面女子」のメンバーを広報大使に任命したことが主な要因のようです。

本イベントは、「こども霞が関見学デー」に比べて大人の方が多く参加されることが見込まれたため、昨年度好評だったイベントを中心に、主に以下のようなイベント等を実施しました。

① トータルステーションを使用した測量体験

広報イベントにおいて毎回好評をいただいている測量体験のイベントで、サンクン広場から赤れんが棟までの距離や高さを計測するものと、自分で投げたボールの距離を予測して実際の距離をトータルステーションで計測し、目測とどれだけ差が出るのか及びどれだけ素早く正確に距離を計測することができるかを体験していただくイベントです。肌寒い天気にもかかわらず、約250名の方に体験していただきました。

本年度のイベントにおいては、昨年度以上に大人の方の参加者が目立ち、測量機器に関する質問や法務省・土地家屋調査士と測量との関係について質問をされる方も多くいらっしゃいました。日本土地家屋調査士会連合会から応援に来ていただいた皆様は、本体験の説明にとどまらず、そうした質問にもわかりやすく説明されていたので、土地の分筆の登記等の登記や地図作成の場面で行われる測量、ひいては土地家屋調査士の皆様の役割について、参加者に理解していただけたと感じています。

② 法務局の地図とその役割(講演)

昨年度は登記所の地図と航空写真の重ね図のデモンストレーションを白土洋介先生(福島県土地家屋調査士会)に実施していただきましたが、本年度は、昨年度に引き続き白土先生から「法務局の地図とその役割」と題し、講演をいただきました。講演においては、法務局の地図の役割について、公図から不動産登記法第14条第1項地図までの変遷や、航空写真とグーグル地図等との重ね合わせ等をデモンストレーションしていただき、法務局の地図が災害復興等の様々な場面で活用されていること等を参加者にわかりやすい形で説明いただきました。

講演は4回実施していただきましたが、各講演後には会場に残って熱心に質問される方が見受けられるなど、法務局の地図等に関心を持っていただけたものと考えております。

③ 伊能忠敬の地図展示(伊能小図・伊能中図)

昨年度も好評だった伊能忠敬の地図(伊能図)の展示について、今年度は、小図に加えて中図も展示することとしました。中図は、会場の都合もあり、関東周辺部分のみの展示となりましたが、熱心に見ている参加者が多く見受けられました。伊能図は200年前の技術と測量実施者の努力をもって作成されたものですが、当時これだけ正確な地図が作成されていたことから、正確な地図を作成することは200年も前から私たちにとって重要なものであったということを、参加者に理解いただけたのではないかと思います。

本年度実施したイベントは上記のとおりですが、いずれのイベントにおいても、各制度の概要を記載したしおりの配布や制度に関するパネルを展示して御覧いただいたことで、筆界特定制度及び土地家屋調査士制度について効果的な広報につながったものと思います。

また、来場者のアンケートにおいても「測量体験がとてもよかった」といった感想が寄せられており、来場者の皆様にも満足いただけたと評価できると思っておりますので、今後も法務省及び日本土地家屋調査士会連合会が共同してこうした広報活動を継続していくことが重要だと考えております。

最後に各種展示物及び広報物品の提供、測量機器の準備、当日の対応等、本イベントに協力いただいた日本土地家屋調査士会連合会の皆様方及び法務局の地図とその役割について講演いただいた白土洋介先生にこの場をお借りしまして、深く御礼申し上げます。

当日来場者に配布されたしおり

東京財団フォーラム

「所有者不明土地」の問題構造と政策課題

―人口減少時代の制度のあり方を専門家と実務家が議論―

平成29年9月7日、午後6時30分から東京赤坂の日本財団ビル2階大会議室にて、フォーラムが開催された。先般から「日本の私有地の約20％で、所有者がわからない」との報道がされており、世間の耳目を集めているゆえんか、およそ200名程度の定員とおぼしき会議室はほとんどの席が埋まっており、テレビ局や新聞社のカメラマンも見受けられた。

本フォーラムの登壇者は下記の4名。

・山野目章夫氏（早稲田大学大学院教授、国土交通省検討会委員長）
・仲村孝二氏（元宮城県南三陸町管財課長）
・吉原祥子氏（東京財団研究員）
・鈴木高春氏（NHK報道局社会部記者）

開会に当たり、吉原氏より本フォーラムの趣旨説明が行われた。

吉原氏自身、水源林保全の研究をきっかけに、2010年から日本の土地問題の研究に取り組まれている。これまでに7つの報告書を発表し、加えて今年の7月には「人口減少時代の土地問題」刊行。報告書は東京財団のHPにて公開されているので、そちらを参照いただきたい。

鈴木氏の司会でフォーラムは進行された。鈴木氏

が所有者不明土地問題に興味を持ったのは、北海道の釧路支局の記者としてローカルな土地問題を取材していく中で、この問題に直面することがよくあったためとのことである。北海道新幹線の建設工事現場や南三陸町の高台移転の用地取得での所有者不明土地問題の事例が「ニュース7」などで放送された。

各登壇者から所有者不明土地問題について、それぞれの立場からの説明がされた。

まずは、吉原氏から、所有者不明土地の定義と現状についての説明がされた。

所有者不明土地の定義は「所有者の所在が直ちにわからない土地のこと」を総称したものであり、登記簿には所有者の住所氏名が記載されているものの、その登記情報を見て、所有者に連絡を取ろうと思っても直ちに所有者と連絡が取れず、権利調整が難航する状態のことである。所有者不明土地が生まれる原因の一番大きな要因は相続登記がなされていないためであり、登記情報と現実の所有者とのギャップが生じ、それにより土地所有者が誰なのかよくわからない、又は登記簿上の土地所有者が亡くなった方のままになっている、という状況が生まれる。

国土交通省の調査では所有者の所在の把握が困難な土地が私有地の約2割、農林水産省の調査では全農地の面積の約2割が相続未登記のおそれがある、法務省の調査では10万筆の登記情報をサンプル調査したところ、最後に権利の移転が行われた時期から50年以上経過している土地が大都市の土地の6.6％、中小土地・中山間地域では26.6％という結果が出ている。元総務大臣の増田寛也氏を座長とした民間の有識者会議である「所有者不明土地問題研究会」が出した推計では、全国の私有地の約2割の土地が所有者不明土地となっている。

近年の国の政策対応として、国土交通省において「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に

対する検討会」が開催され、現行法制の中で取り得る方策についてのガイドラインがまとめられている。6月に閣議決定された「骨太の方針2017」においても、所有者不明土地問題に関して、来年の通常国会にて必要な法案の提出を目指す、と明記されている。

所有者不明土地問題は決して新しい問題ではなく、農林業の関係者や自治体の道路用地取得の担当者の間では、20～30年前からこういった問題が認識されていたが、広く知られたものではなかった。しかしながら、2011年の東日本大震災の復興事業を契機として大規模に顕在化し、さらに、空き家問題が社会問題化する中、都市部の宅地でも同様に所有者不明問題があるという状況が広く世間に認識され、政策課題として新しい法律、新しい制度の模索が始まっていく段階である。

次に仲村氏から、南三陸町における海岸沿いの住宅地の高台への集団移転を目的とした、土地買収の際の事例(63 m^2・畑)が示された。

この土地の所有者は自作農創設により売渡を受け、所有権を取得したが死亡、それから現在まで相続登記が全くされていなかった。実際の相続関係説明図(個人情報除く)がスクリーンに映し出されると、会場が少しどよめいた。法定相続人が50人。相続人の中には所在不明、住民票の住所に居住していない相続人もいた。相続財産管理人の選任や住民票の所在地に48時間張り込みをしたりして目的は達成したが、この土地の買収には多くの歳月を要した。原因は当然ながら、相続登記未了である。その当時に適切に相続登記がされていたならば、この土地は所有者不明土地とならず、復興事業ももっとスムーズに進行したことであろう。

再び吉原氏から、2014年に東京財団が全国の自治体の税務課に行ったアンケート調査(回答率52%)の説明があり、それによれば63%の自治体が土地所有者不明を原因とするトラブルを経験しているとのことである。具体的な問題としては、固定資産税の徴収が困難、老朽化した家屋の危険家屋化、放棄された土地の荒廃化などがある。

現在の固定資産税台帳は登記情報が基盤となっており、土地所有者が死亡し相続登記がなされた場合には、法務局から税務課に通知され、課税台帳の所有者を相続人へと更新されるが、相続登記がされない場合は、納税義務者を更新できない。そのような場合は自治体が相続人調査を行う必要があるが、それには膨大な手間を要するため、次善の策として台帳上は納税義務者が死亡者のまま(名義を変更せず)、相続人代表や財産管理者などが固定資産税を支払う「死亡者課税」を行っている自治体も16%程度ある。納税義務者に占める「死亡者課税」の割合はこのアンケートの結果、少なくとも6.5%であり、「今後このような事例(死亡者課税)が増えると思うか」、との問いには87%の自治体が「そう思う」との回答であった。

積極的に相続登記をしないこと、その自治体に住所又は本籍地がない土地所有者の死亡情報の把握が困難であること(別荘地の多い自治体では、全課税者の8割が自治体外在住者の事例もある。)、相続放棄や相続人不存在が増えていっていることが原因として挙げられる。司法統計によれば、ここ15年で相続放棄は約1.8倍になっている。相続人不存在の場合であっても、民法上は相続財産管理人を選任して、相続財産を競売して清算を行い、国庫に帰属するのであるが、所有者不明になる土地というのは概して地価が低く、費用対効果を勘案すると、そのまま放置することとなってしまう。

こういう事案が増えてきたのも、土地に対する意識が変化し、土地が資産であるという前提がもはや崩れていることや、核家族化により親族関係が希薄化することで遺産分割協議の調整が困難になっているのが原因と考えられる。いずれにせよ、相続や固定資産税課税に関する制度そのものを国が見直していかないと、基礎自治体(市区町村)の現場の努力だけでは根本的な解決は難しい。

所有者不明土地問題は人口減少・高齢化・不動産取引のグローバル化といった時代の変化に対して、高度成長・人口増・経済発展期の右肩上がりの時代に作られてきた「土地＝資産」という価値観の土地法制が、現在の土地を取り巻く状況とミスマッチを生じており、その乖離が大きくなる過程において問題が顕在化してきたが、解決のための法制度の改正は法務省・国土交通省・財務省など複数の省庁に関係する上に、それが解決することによって得られる利益を実感することも難しい。解決に向けて進むのはなかなか容易ではない問題である。

最後に山野目氏から、所有者不明土地が発生する問題の大きな要因が、相続の未登記ということもあり、相続登記に関する問題の説明がされた。

現在の登記制度では、登記簿を見ただけで名義人が生きているか死んでいるのかがわからないという問題に直面するが、IT技術の発達した現在では、登記情報のネットワークと戸籍情報のネットワークを効率的につなぐことは、ロジックとしては(諸問題はさておき)可能であるはずなので、政府が今後進むべき政策的な課題である。

相続登記一つをとってみても、その人の死亡時期や本籍地によっては、適用されるのが旧民法・新民法・応急措置法と、複雑に入り組んでいる。

法改正(相続登記未了に対する過料・登録免許税の減免)を行ったところで、相続登記促進につながるのか。また土地所有権放棄の認否については、かつて高度成長期やバブル時代には土地から利益を得ていたのに、時代の変化に伴い土地が重荷となったからといって所有権の放棄を認めてしまうと、国や地方公共団体で引き取ることが果たして公益なのかを考えねばならない。この方策については、政府全体で考えていかねばならないことである。国土交通大臣の諮問機関である「国土審議会」が検討すべき事項であり、今後の推移を見守らねばならない。

今後の政策課題について、パネルディスカッションが行われた。

吉原氏：所有者不明土地問題は複合的に時代の経過の中で広まってきた問題であり、様々な要因がある。一筋縄ではいかないが、今後の議論の論点を3点挙げたい。

①相続登記を促進

日本国土の情報が任意の登記に依っていること自体が根本的な問題であり、人口が減少していく時代において、国土の情報をどうやって公的な立場から整備していくというのは非常に大きな問題である。中長期的に検討しつつ、現在ある登記制度を最大限に生かして、相続登記を促進して登記情報を活用していく短期的な取組が必要である。法務省では法定相続証明情報などを整備しながら少しずつ進めている。

②相続放棄地への対応

今後土地を手放したい、相続したくないという人が増えていく。人口が減っていくとともに都心に集中し、地方に残された使う見込みのない土地が耕作放棄地や空き家となる管理の放置、相続登記をしないといった権利の放置、そういう状態になる前にどうすれば次の世代に権利と義務を承継していけるのか。アメリカオハイオ州ランドバンクなどの事例を参考にしながら、社会的な受け皿を複数用意していく必要があると考える。受け皿を準備するときに考えるべきは、「利用を前提としない保全のあり方」を視野に入れる必要がある。

③情報基盤問題

情報を効率的に把握できる仕組みを作っていくことができるのか。今ある情報を最大限に生かしつなげて活用していく必要がある。固定資産税情報については地方税であるため、各自治体によって運用が異なっており統一されていない。情報基盤という観点では、国が標準化したシステムと統一されたルールを作成すべきである。

仲村氏：情報基盤の集約では相続税法58条により、市町村役場の戸籍係は所轄税務署長に「死亡届」による死亡事実の通知を行う義務がある。そういった意味ではデータの集積は可能だと考える。

吉原氏:相続未登記が発生する理由の一つとして、国民が不動産登記の重要性を理解していないことが考えられる。国家の基盤となる不動産登記制度について、登記とはどういうことで、権利とはどのようなものか。それに伴う義務について、教育機関で教わる経験がある方は少ないと考える。

鈴木氏：京都府の精華町では、死亡届の受付時にその後必要になる手続の案内をするなどして、成果が上がっている。

山野目氏：学校で教育するというのは、まっとうな意見だが、子供たちに教育する前に、我々大人たちが土地についてもっと学ばなければならない。例えば、土地基本法の中に、土地所有者の心持ちをどうすれば良いのかが書かれていない。大人が教えるべきことをきちんと整備し、学校教育等で次の世代に伝えていくことが求められている。

質疑応答の後、山野目氏からフォーラムの総括がなされた。以下はその書き起こしである。

山野目氏：我々全体が覚悟しなければいけないのは、本日確認された問題が完璧に解決されることはあり得ないです。21世紀の日本社会には、本日扱った土地問題に加えて、高齢化社会の問題、子供の貧困の問題、全部一歩一歩取り組んでいかなければならないのですが、どれも完璧に解決されるというのは21世紀中には見込めない問題ではあるのですが、だからだめだよ、というようにニヒルに言い始めたら何も進まないのです。ですから、辛抱強く一歩一歩なにかをやっていくという覚悟を確認した上で進めていくことが必要なのです。

一人一人の土地家屋調査士ができることは少ないかも知れないが、境界立会の場で、隣接地が相続未登記だったりしたら、相続したほうがいいですよ、と言い続けようと決意した。小さな一歩がやがて日本を変えることができるかもしれない。

広報部理事　東良憲(奈良会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 46

大分会　『仏の里くにさき』

大分県土地家屋調査士会　　中野　宏司

私は若い頃に関東、福岡で仕事のために生活をした経験があります。外に出て初めて大分県の良さを教えてもらったことを思い出します。温泉は県内のどこに行ってもあり、海は県北の砂浜での投げ釣り、県南の磯釣り、船釣りではイカやブリ、山は九重（くじゅう）山での登山やキャンプができて都会で暮らす先輩からは羨ましがられました。

私は、大分県の県北に位置する現在の国東（くにさき）市に東京タワーが完成した昭和33年に生まれ、高度経済成長期の中を高校生までこの地で生活しました。小さな田舎町に空港ができて道路が整備され、高速道路ができ、大きな工場が誘致されて地域の環境が大きく発展していくのを感じていました。

私が生まれ育った国東半島は、2013年5月に世界農業遺産に登録され、2018年は六郷満山（ろくごうまんざん）開山1,300年を迎える節目の年になります。

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域は、降水量が少なく耕作に必要な水が不足するため、地域に1,200以上のため池が造られています。山に豊

国東半島の中心に位置する両子山を東側から望む

富にあるクヌギ林を利用した日本一の原木シイタケ栽培は森の保水性を維持し、この池とともに水田を潤します。この循環型の農林水産業が世界に認められたものです。

国東半島の中心にある両子（ふたご）山の東側の谷間で椎茸農家の二男として生まれたので、仲間と池で泳いだり鯉釣りをし、クヌギ林で遊ぶのが当たり前でし

実家の集落の中心にある山神宮入口（神仏習合の象徴）
お宮の鳥居と寺にある仁王像が並ぶ光景

た。また、川は小さな小川で地区の大きな池だけでは足りず、それぞれの家でも小さな池を所有しており、狭い農地のために山を利用する必要があったのです。

この地域は、文化面でも古く、神仏習合の原点となる山岳宗教「六郷満山」が開かれ、全国八幡社総本宮である宇佐神宮八幡大神と共に今日まで脈々と受け継がれてきました。

実家の座敷には、右に仏壇、左には神棚があり、葬式、法事そして神事が行われるこの様式が当たり前のことと思っていました。また、一年を通して春の田植祭り、5月には子供にお菓子を振舞うお接待、夏には盆踊り、秋には収穫祭、冬には火祭りと集落ごとに独自の祭りや行事が行われていました。

私は来年60歳を迎えます。生まれ育った環境が世界的にも稀で、価値のあるものだと認められていることが不思議でなりません。

その価値は、宗教文化を根幹にして1,300年間多くの祖先や先輩が地域を愛し、生活を大切にしてきた努力の積重ねの結果だと思います。

私は、土地家屋調査士会の広報部として携わる中で、行き過ぎた競争社会を見直し、共存共栄こそが価値ある社会の発展に最も必要であると感じています。先輩方が努力され、昭和25年に制定された土地家屋調査士制度を存続・発展させていくために、共存・共栄の広報活動をしたいと考えています。

現在は、行事や娯楽･旅行は個人が優先しますが、古来の行事は地域が一つにまとまるために楽しい行事を行ってきたのです。古き良き文化を見直したいと思います。

大分への旅行の際は、別府・湯布院だけではなく国東にも是非お越しください。

茨城会　『我が地元、龍ヶ崎・牛久』

茨城土地家屋調査士会　　寺内　良征

我が地元、茨城県龍ヶ崎市・牛久市をご紹介いたします。

茨城県でもまだ水戸やつくばなら知っている人も多いでしょう。龍ヶ崎市・牛久市は茨城県南部、千葉県との県境に近い場所になります。

今年、我が地元の話題で一番大きかったのは、大相撲で横綱に昇進した稀勢の里が幼少期～中学校まで過ごした地元ということで盛り上がっていました。モンゴル勢に占められてしまった横綱に貴乃花以来の14年ぶりの日本出身横綱の誕生ということで、知らない人はいないのではないでしょうか。

他には龍ヶ崎市・牛久市を通る国道6号沿いに牛久沼という沼があります。この沼、いろいろな言い伝えがあります。名前の由来ですが、「食べてから

稀勢の里が通った松葉小学校

牛久沼水辺公園側から

寝ると牛になる」ということわざがありますね。昔、近くの寺の子坊主が食べてすぐ寝て怠けていたら本当に牛になってしまい、沼でおぼれてしまったことから「牛食う沼」と付けられていたそうです。日本昔話の「牛になった子坊主」の話のモデルです。また牛久沼は河童伝説で有名です。「沼と池の違いって何？」って聞かれたら、「河童がいるかいないか」なんて冗談もあるくらいです。昔、近くに河童画で有名な画家が住んでいたらしいです。沼のそばのあちらこちらに河童の像や碑があります。

牛久沼は牛久市にあると勘違いされる方もいると思いますが、沼全域が龍ヶ崎市に属します。これはおそらく行政区界を決める際に、水利権が絡んでいたためと思われます。今、そんな牛久沼のほとりと国道6号に接する場所に「道の駅」を作る計画が進んでいます。意外かもしれませんが、茨城県内の道の駅は県北地域や県西地域などほかの地域は数多く道の駅があるのに対して、県南地域は今のところ無い状態です。この道の駅を中心にして遊歩道を設けるなどして、牛久沼の観光資源化される計画もあるようです。また牛久沼のそばには鰻料理店が数多く点在しており「うな丼」の発祥地らしいです。龍ヶ崎市がB級グルメ「龍ヶ崎コロッケ」とともに発信しています。数年後、道の駅ができた際には、ぜひ立ち寄ってください。

次にワイン好きな方へお勧めしたいのが、牛久市にある「牛久シャトー」です。浅草の有名な「神谷バー」の創設者神谷伝兵衛が、日本で本格的なワインを作ろうと始めたのが牛久シャトーです。そのため昔は、この周辺一帯が広大な葡萄畑だったらしいです。今は、レストランを中心に展示施設もあり、観光スポットになっています。東日本大震災の際に本館および記念館が被害にあってしまい、耐震を含めた復元工事が昨年まで続いていましたが、今は完全に復旧しています。賞味期限が3日と短いため流通はしていませんが、レストランやショップで生ワイン（ロゼ）が好評です。

5年連続都道府県魅力度ランキング最下位の茨城県ですが、先日新しい若い知事に変わり、茨城県がどう変わっていくのか、みなさん注目してください。

牛久シャトー本館

日本土地家屋調査士会連合会岡田潤一郎会長を迎えた
長野会会員研修会及び記念碑清掃

平成29年10月2日に日本土地家屋調査士会連合会岡田潤一郎会長(以下「岡田連合会長」という。)と加賀谷朋彦副会長(以下「加賀谷連合会副会長」という。)を長野会にお迎えし、会員研修会が行われ、翌日の3日に記念碑清掃が行われました。

この研修会が開催された経緯は岡田連合会長から「連合会長に就任した際は、土地家屋調査士制度発祥の地である松本市の記念碑を訪れ、雑巾を持参し清掃活動に参加したい。」また、「初代連合会長である降旗徳弥氏の墓地を訪れ、お墓参りをしたい。」との申出があったことから、長野へお越しいただくことになりました。普段は連合会報の写真でしか拝見できない連合会長に直接お会いできるという、またとない光栄な機会なので、当初予定していた長野会の研修会内容を変更し、熱い思いを語っていただこうと、今回の開催に至りました。

1日目の研修会は第1部と第2部に分けて行われ、第1部では「明日へ繋げよう！土地家屋調査士」の題目で岡田連合会長に講演いただきました。講演では岡田連合会長の自己紹介に始まり、隣接法律専門職としての意識醸成、土地家屋調査士法第2条の品位の保持、現在の日調連での取組から、土地家屋調査士の将来について多岐にわたりお話をいただきました。

講演の中で「品位を保持することを業務の遂行に際しては常に念頭に置いてほしい。常に周りの目を意識すること、法律専門職らしい言動や身だしなみや、社会情勢の把握に努める。また、礼儀作法に無頓着ではいけないこと、土地家屋調査士会に対して一般の皆様から苦情が来ることがあるが、そのほとんどが説明不足である。文章で説明する力や、説明能力の向上に努めること、これら全てを含めて品位の保持だと思っているので是非意識していただきたい。もう一つは土地家屋調査士としての誇りと覚悟を持ってこの仕事を選んだと思うので、自信を持ち、しっかり土地家屋調査士の名を名乗ってほしい！」とお願いがありました。

現在の日調連の取組の中では、我々の直接の業務に関することとして、土地家屋調査士の調査権限の強化、法定相続情報証明制度の活用、所有者不明土地の筆特活用スキームの活用、完全オンライン申請システムの実現等、現場にいる土地家屋調査士が仕事をしやすくなるよう、常日頃から活動をされていることが伺えました。

第2部では「誠吾の部屋」と題し、中塚副会長(元連合会総務部長)の司会の下、長野会の松本誠吾会長から、岡田連合会長と加賀谷連合会副会長に質問を投げかけ、意見交換を行いました。三人が壇上に用意されたソファーに腰掛け、事前に用意された全10項目について意見交換がされました。その内容

岡田連合会長

意見交換

をいくつか紹介いたします。

松本会長「『境界紛争ゼロ宣言‼』についてお伺いします。規制改革・法改正の中での、土地家屋調査士制度の存続・生き残りについて。林前連合会長は土地家屋調査士が土地境界の専門家として社会から認知を得て、その地位を確立すること。また、『境界紛争ゼロ宣言‼』をスローガンに挙げ、地図作りなどに努めていらっしゃいましたが、改めて岡田連合会長が目指す土地家屋調査士の未来についてお伺いしたい。」

岡田連合会長「『境界紛争ゼロ宣言‼』は現在も引き続いて継承している。そもそもの理念は、まず境界紛争がゼロになることはないだろうが、不動産の登記と地図の重要性を発信していくこと、またそれらを充実させていくための社会貢献をすること、紛争を事前に防ぐために境界標の必要性・重要性を訴え続けていくこと、専門分野と連携して土地の制度、地籍の制度を改善・発展させていくことの三つの柱から成り立っていると理解している。」

松本会長「土地家屋調査士とADRの将来の展望について伺いたい。」

加賀谷連合会副会長「ADRセンターの事件数はごく僅かで、ほとんどが相談業務である。各会が予算について非常に苦労していることを聞いているが、国からの補助が受けられるような仕組みを検討していきたい。また、認定調査士の活用でいろいろな議論があるが、活躍の場の拡大についても検討しているので、認定調査士の重要性を認識してもらい、できるだけ多くの方に特別研修を受けてもらいたい。現在、弁護士との共同受任となっているが、政治連盟などと協力して単独受任ということも働きかけていきたい。」

松本会長「オンライン申請について将来に向けての連合会の戦略をお伺いしたい。」

加賀谷連合会副会長「法務省、日司連、日調連で利用促進の検討会が行われており、いよいよ来年の4月頃から資格者代理人方式が始まる。「PDF化した書類を添付情報とする」ことを規則の6条に入れることを検討している。いわゆる我々資格者が電子署名することで添付情報とみなすということで、オンライン申請についてかなり利便性が高くなる。」

その他、「筆界特定制度の活用について」、「土地家屋調査士の業務範囲について」、「土地家屋調査士の制度と政治について」、「GNSSみちびきについて」、「土地家屋調査士CPDについて」、「土地家屋調査士の報酬について」、「土地家屋調査士の減少と少子高齢化問題について」の意見交換がされました。

講演、意見交換会を通し、岡田連合会長から「土地家屋調査士としての誇りと覚悟を持つ！」という言葉を幾度もおっしゃられたことが印象的でした。中塚副会長から「来年も是非長野へ来ていただきたいと考えていますが皆様いかがですか！」との言葉の後、会場からは盛大な拍手が起き、1日目の研修会は終了しました。

2日目は本来の目的である記念碑清掃とお墓参りが行われました。

天気予報ですと雨が心配されましたが、前日の雨も上がり、予定どおり清掃を行うことができました。

記念碑は、松本市総合体育館の敷地内にあり、もともと敷地の北側の隅の方にありましたが、景観上の問題から長野会の宮下照也相談役が中心になり、平成26年12月に現在の場所に移動されました。現在の記念碑の位置は体育館の南側の人目につきやすく、分かりやすい場所にあります。

この記念碑は毎月松本支部の皆さんが当番で清掃を行っており、この清掃に参加するため岡田連合会長が来られたのです。松本支部からは石田支部長はじめ、成田副会長、清住理事、小坂会員、青木会員に参加いただきました。清掃では、まず松本支部の方から清掃マニュアルを見せていただき、指導を受けました。記念碑にはバインダーを連想させるいく

記念碑清掃

つかの穴が開いており、①穴の中の土・ごみ・石の除去をする、②丁面の汚れ、土ほこりをブラシ等で取り除く、等の全8項目に分けられ作業内容が記されており、その内容に従って清掃を行いました。清掃に参加するのは皆初めての経験で、マニュアルがあること自体に驚きました。この活動を続けられている松本支部の方たちには､改めて敬意を表します。岡田連合会長と加賀谷連合会副会長は自らタオルを持参しており｢かねてから念願だったことがようやくかなった。｣とおっしゃっていました。

この記念碑を制作された彫刻家の高岡典男氏は、土地家屋調査士制度と生活する人々と、それを取り巻く関係をイメージしたそうです。また、記念碑の上部には会員有志により書かれた手紙などが円筒形のタイムカプセルに納められており、建立から50年後の2045年に開かれます。諸先輩方の歴史的精華を讃えて、その精神を後世に受け継ぐため、この長野県松本市に建立されました。奇しくも、清掃を行った10月3日は、今から23年前の平成6年に、全国から2千余名の土地家屋調査士会員が松本市に結集し、当記念碑の建立式典並びに松本宣言を行った日でもあります。

清掃が終了し、初代連合会降旗徳弥会長のお墓参りに移りました。記念碑からさほど遠くない浅間温泉という温泉地の山沿いにあります。岡田連合会長

お墓参り

がこの地を訪れ、初代会長のお墓の前で手を合わせる姿を拝見し、何か内に秘める熱い思いがひしひしと伝わってきました。

ご多忙の中ご来訪いただきましたが、懇親会ではお二人のお人柄も感じられ、長野会にとってはありがたい二日間でした。皆さんも是非一度は、土地家屋調査士制度発祥の地、松本市の記念碑を訪れ、岡田連合会長のように原点を振り返ってみてはいかがでしょうか！

広報員　久保智則(長野会)

集合写真

連合会長
岡田潤一郎の水道橋通信

10月16日
～11月15日

今年も早いもので、年の瀬が迫ってきました。連合会が拠点とする水道橋周辺もクリスマスムードから正月バージョンに向けた準備が始まりました。時間の経過に年々追いつけない自分に気が付いた時が、大人になった証かもしれませんが、やはり一抹の寂しさを感じてしまいます。

皆様にとって今年は飛躍の年となりましたでしょうか？来るべき新年が、我が国と私たち土地家屋調査士にとって輝ける年となることを祈念させていただきます。

10月

16日　第32回近ブロ親睦ゴルフ大会

奈良市の万葉カンツリー倶楽部で開催された、近畿ブロック協議会の親睦ゴルフ大会に参加させていただく。私が参加したことにより、気の毒なことに、朝から雨模様の中でのゴルフ大会となった。「雨降りは、会長のせいではないよ。」と声をかけていただく度に心が痛む。雨は一時も止むことなく、水行のような一日を演出してしまったが、参加いただいた皆さんの笑顔の下、楽しい一時を過ごすことができた。準備いただいた奈良会、近畿ブロック協議会の皆様に感謝します。

20日　国際地籍学会予備会議に関する打合せ

来年の国際地籍学会の開催地が日本を予定しており、前年のこの時期に予備会議を開催するのだが、小野副会長と共に予備会議の協議事項等を打ち合わせる。昨年、台湾で開催された際に持ち帰った懸案事項について連合会の方針を確認しつつ、ホスト国として会議の進行の整理を行う。この、国際地籍学会の在り様や参加意義等は、様々なご意見もあるところだが、参加国の熱意や先輩方の創設精神を私自身が感じつつ、育てていただいた感覚が強いのが実情だ。

21日　神前泰幸氏黄綬褒章受章記念祝賀会

台風21号が接近する中、影響を懸念しつつ、東京駅から新幹線で大阪に向かう。帝国ホテル大阪で開催される神前先生の祝賀会にまで雨嵐を連れて行くことになり、いよいよ心苦しい…。神前先生は、学者肌という表現がぴったりな風貌と語り口で、お会いした瞬間から、強く印象に残る方である。大阪会の会報に初めて寄稿された論稿のタイトルは「宇宙と星と人間と」だったそうで、なんとも興味深くもあり、神前先生らしさで納得してしまった。

22日　平成29年度九州ブロック協議会各部担当者会同

後ろ髪を引かれつつ、大阪を後にし、九州ブロック協議会の担当者会同に参加するため、九州新幹線に乗り込み鹿児島に向かう。台風21号に伴う大雨が容赦なく車窓を叩く中、鹿児島に到着。九州ブロックの会長会議にも参加をお願いし、連合会への多くの意見や提言、確認事項等を頂戴すると同時に、連合会からも喫緊の対応課題につき報告と意見交換をさせていただいた。

22日、23日　第37回関東ブロック協議会親睦ゴルフ静岡大会

台風21号は、鹿児島地方を逸れたので予定どおり飛行機は運航できるとのことで九州を後にし、関東ブロック協議会の親睦ゴルフ大会前夜祭に参加するため、静岡県沼津市へ向かう。しかし、台風は伊豆半島を直撃し、大雨警報の中、ホテルの前の川は溢れんばかりの勢いで流れている。雨に好かれることも、ここまで徹底してしまうと、正直なところ前夜祭の挨拶でも雨ネタを話す気にもなれない。ところが、翌日はすっかり雨が上がって、富士山を眺めながら気持ちの良い日和の中で過ごすことができた。準備いただいた、静岡会の皆さんと関東ブロック協議会の皆さんに感謝します。

23日、24日　第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

全国会長会議を開催するに当たり、今回の座長をお願いする山口会・杉山会長を交えての打合せ。本年は全国の単位会でも22会の会長が交代されており、会長会議自体に初参加の会長も多く、丁寧な説明と整然とした運営をお願いさせていただいた。

24日　第1回制度対策戦略会議

新執行部としての初めての全国会長会議に臨むに当たり業務環境への対応経過を整理するとともに、各説明事項に関する直前の打合せを行う。

24日、25日　第1回全国会長会議

東京ドームホテルにおいて、全国会長会議を開催。冒頭、私から会務報告総括と施政方針を述べさせていただき、私ども連合会は、単位会と共に「国民の未来に関わり続ける」わけであり「ブレることなく、まっすぐ前へ」進む覚悟を常に意識するところである。また、各土地家屋調査士会長からも多くの貴重な意見、要望をいただくとともに各会長同士での意見交換も盛んに行われた。

25日　第2回監査会

今期から就任いただいた三名の監事の方々に参集いただき、監査会を開催。業務監査、会計監査とも新しい視点でご意見をいただいた部分もあり、今後の会務運営に活かしていく必要を感じた。

31日　台湾代表団の日調連訪問への応対

夕刻からの国際地籍学会会長引継式に先立ち、台湾からの代表団一行が連合会を訪問され、主に日本の表示登記制度について説明し、台湾の地籍制度との比較対象の中で勉強させていただく機会を得た。

31日　国際地籍学会　引継式・懇親会

台湾、韓国からの代表団一行と国際地籍学会引継式に臨む。来年の日本開催を視野に、岡田が国際地籍学会長を引き継いだわけである。懇親会では、終始和やかに再会を祝い、翌日の予備会議と来年のシンポジウム本番の成功を期待されるお話が中心となった。

11月

1日　国際地籍学会総会　予備会議

国際地籍学会の予備会議は、翌年開催国側がホスト役となり、慣例的にホテル等の会場を借りて会議を行ってきたが、今回は水道橋の土地家屋調査士会館3階会議室で開催。前年からの懸案事項も含めて協議事項は滞りなく意思確認ができたところである。

2日　第13回土地家屋調査士特別研修　基礎研修の開講式収録

今回で13回目を迎える土地家屋調査士特別研修の開講式用DVDの収録に臨む。私自身が受講した当時の感覚を思い起こしつつも、多くの会員が受講して、土地家屋調査士法第3条に掲げる全ての業務を行い得る、ADR認定土地家屋調査士を目指していただく姿を想像しつつ収録席に着かせてもらった。

7日　叙勲をお祝いする夕食会

平成29年秋の叙勲に輝かれた、相田山形会元会長と奥様に御足労願い、連合会として菅原・小野両副会長も同席し、ささやかなお祝い会を催させていただく。晴れやかで清々しい時間を過す中で、相田先生からは「人として、仕事は半分。半分は家庭を顧みることが大切だよ。」とのお言葉を頂戴し、我が身を振り返る。

11日　末光健二氏黄綬褒章受章記念祝賀会

私の地元、愛媛会の末光健二先生の祝賀会に出席。末光先生には、岡田が若い頃から愛媛会の会長時代も含めて、お世話になりっぱなしで、今も頭が上がらない。会場内は、温厚で優しい笑顔が素敵な末光先生らしい、とても温かな風に包まれており、笑い声の絶えない時間を過ごさせいていただいた。末光先生からも常々、「家庭を大事にしないで幸せになった人は見たことがないぞ。」と忠告されている。

13日　第2回制度対策戦略会議

全ての副会長、専務理事、鈴木財務部長、金関広報部長、丸山理事を招集し、制度対策戦略会議を開催。主に昨今の「所有者不明土地問題」関連の対応につき、連合会が参画している様々な検討会、勉強会における情報の整理と今後の対応策を協議する。この「所有者不明土地問題」は、大きな社会問題として注目度も高いが、私たち土地家屋調査士が国民の皆さんのお役に立つ分野に違いない。

13日　黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

平成29年秋の黄綬褒章を受章された土地家屋調査士は、全国で8名である。連合会として、お祝いの夕食会を開催。受章された先生方は、皆さん土地家

屋調査士制度にご尽力いただくとともに、業務に精励され、人々の模範となられた方々である。喜びの笑顔が溢れる中で夕食を共にさせていただいた。

14日　平成29年秋の褒章伝達式

前日の夕食会でご一緒させていただいた受章者の皆さんの褒章伝達式が法務省にて行われた。あいにく、冷たい雨の降る一日であったが、受章者の皆さんの顔は晴れやかである。奥様ご同伴の方も含め、法務省の赤れんが棟をバックに記念撮影。伝達式終了後、皆さんと共に小野瀬民事局長を表敬訪問させていただいた。

15日　全調政連との協議会

全国土地家屋調査士政治連盟の横山会長、椎名幹事長、神寶副会長と制度環境について協議。ここでも課題に対して「経緯と経過を整理・確認し、問題点と課題を抽出・分析の後、対応策を提案・協議」を基本姿勢として話し合う。政治連盟の必要性は常々発信してきたつもりだが、土地家屋調査士制度に対する思いや国民の皆さんと共に進む理念は、連合会と一致していると確信した。

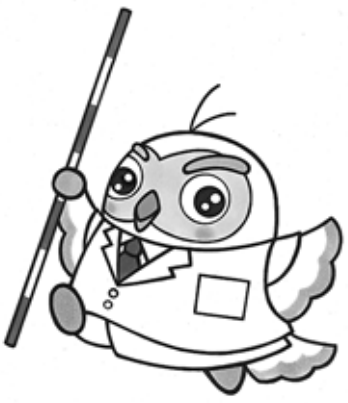

会務日誌　10月16日～11月15日

10月

18日

第1回事務所形態検討チーム
＜協議事項＞
1　平成28年度事務所形態検討チームからの継続事項について
2　平成29年度における検討事項及びスケジュール等について

20日

研究所　第1回研究テーマ「調査士業務」会議
＜協議事項＞
1　研究テーマ「土地家屋調査士業務に関する研究」の進め方の詳細及び今後のスケジュールについて

24日、25日

第1回全国会長会議
＜協議事項＞
1　連合会事業経過報告について
2　土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」(業務情報公開システム)について
3　受験者拡大のための地元大学、予備校、補助者等への呼びかけについて
4　広報部役員及び広報員と土地家屋調査士会とのつながりをもつ方策について
5　第14回土地家屋調査士特別研修の実施時期の変更について
6　「土地の筆界を明らかにする業務」に関する照会回答について

25日

第2回監査会

31日

第1回オンライン登記推進室会議
＜協議事項＞
1　資格者代理人方式について
2　Adobe Acrobat Reader を利用した電子署名について

31日、11月1日

第4回財務部会
＜協議事項＞
1　中長期的な財政計画の検討について
2　予算執行の適正管理について
3　福利厚生及び共済事業の充実について
4　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
5　日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の運用について
6　平成30年度予算(案)について
7　資金運用について
8　桐栄サービスの取締役の職について

11月

1日

第4回調測要領委員会
＜協議事項＞
1　調査・測量実施要領の改訂について

7日

第2回日調連ADRセンター会議
＜協議事項＞
1　平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同実施後の対応検討(案)について
2　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について

7日、8日

第4回広報部会
＜協議事項＞
1　制度広報ツールの企画及び作成並びに発信について
2　「事務所運営に必要な知識」について
3　1月号以降の掲載記事について
4　平成30年度広告掲載の申込み募集について
5　「愛しき我が会、我が地元」終了後の連載記事について
6　「地名散歩」の連載継続について
7　平成30年度発行の会報印刷業者の選定について
8　平成29年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について

8日、9日

第4回総務部会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)について
2　日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について
3　「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成30年追加)について
4　土地家屋調査士会等からの照会について
5　大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について

6　第1回全国会長会議における各土地家屋調査士会長からの要望の対応について
7　平成29年度第2回全国会長会議及び平成30年新年賀詞交歓会の運営等について
8　事務所形態検討チームからの申し送り事項について
9　新人研修特別会計の新設について
10　土地家屋調査士会館の契約更新について
11　平成30年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
12　連合会における平成30年度の主要な会議に関する日程(案)について
13　月刊測量編集委員会の委員について
14　平成31年土地家屋調査士手帳の作成について

9日

第2回電子証明運営委員会
＜協議事項＞
1　平成30年度事業計画(案)について
2　平成30年度電子証明特別会計収支予算書(案)について
3　土地家屋調査士電子証明書の取得に関する案内文書について

9日、10日

第3回業務部会
＜協議事項＞
1　平成29年度業務部事業の具体的執行について
2　平成30年度事業計画(案)及び同予算(案)について

第3回研修部会
＜協議事項＞
1　中央研修方式による新人研修の実施及び中央研修所構想について
2　新人研修特別会計の新設について
3　講師団名簿の更新について
4　会員必携について
5　ADR認定土地家屋調査士の研修について
6　平成30年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
7　土地家屋調査士CPDに関する資料の更新について

13日

第2回制度対策戦略会議
＜協議事項＞
1　所有者不明土地問題に係る今後の対応について
2　平成30年度制度対策本部事業計画(案)の策定について
3　制度対策本部事業の懸案事項について

15日

研究所　第1回研究テーマ「国土有効利用」会議(仮称)
＜協議事項＞
1　研究テーマ「国土の有効利用に関する研究」について

日本災害復興学会神戸大会　公開シンポジウム

次世代に災害教訓を継承する

平成29年9月30日から10月1日にわたり、兵庫県立大学商科キャンパスにおいて日本災害復興学会が開催された。日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)は賛助会員として参画しており、岡田日調連会長は本学会に出席し、報告者は公開シンポジウムに参加した。ここではそのシンポジウムの報告をする。

なお、このシンポジウムの趣旨は、阪神・淡路大震災以来、全国各地で様々な人材が防災研究や実践の場で活躍し、その教訓を蓄積してきたが、来るべき巨大地震災害への減災復興支援を行う上で、中核となる次世代の役割について議論することである。

第1部　基調講演
「阪神・淡路大震災から語り継ぐ」

人と防災未来センター上級研究員・
兵庫県立大学特任教授　小林郁雄氏

復興まちづくり等災害教訓に関する知見を提供してきた中核的存在の小林氏がこれまでの軌跡を振り返り、次世代に託すメッセージを基調講演の内容とした。

大震災から既に二昔の22年が経過した。震災復興もほぼ終わったというのが冷静な回答であろう。しかし、この経験を語り継ぐという仕事は終わっていない。震災の経験は、マスコミや市民団体から記録・提言が行われており容易に知ることができる。しかし、何を伝えるかではなく「どう伝えるか」が最も重要ではないかと思い至った。記録ではなく、記憶を、教訓ではなく文化として伝えていくこと、その結果、災害からの活きた「教え」が長く時代を越えて人々に伝承し、防災、減災につながる。インドネシアのシムル島では、2004年のインド洋大津波の際、すべきこと、してはならないことを歌にして語り継いでいたため死者がゼロであった。では、この語り継ぐ仕事をどう実現するか。その最も凝縮した活動が人と未来防災センターで行われる「TeLL-Net（Transfer Live Lessons Network)」である。TeLL-Netは国や地域を越えて大災害を語り継ぎ、これからの自然災害に備え、被災者を少しでも減らすことに貢献を目的とする国際ネットワークである。この活動を通して被災地交流が始まり、広がっている。

そもそも復興とは何か？この定義は至って政治現象であり、ときの主催者による政治経済の範囲内でしかあり得ないため、基準や原則を基に復興を議論することは無意味である。最も大切なのは「くらしの再建」であり、これは行政が復興を決定するのではなく身近なコミュニティが自己決定できる地域社会として確立すること、そしてその生活圏が連帯し、施設面、情報面、環境面で多重にネットワーク社会を築くことが復興の着地点である。支援のフェーズは直後から3年は大きな力を発揮する。しかしその後の経済的な自立まで考えると神戸市の長田地区では22年経過した今でも復興は未了であるといわざるを得ない。支援のためには事前復興、そして事前交流を持つことが重要である。これは防災減災だけでなく、これからの人口減少のまちづくりにとっても重要である。

最後に講演者は話の中で次の2点を提言された。まず、①みなし仮設を確保すること、これには空き家を利用し、災害時のストックルームとしてあらかじめ確保をしておくことが重要ではないか。次に、②復興の担い手を育成すること、そのため被災地の責務として事前交流を推進することで、語り継ぎ、継承できるのではないか。その提言を踏まえ、第2部でパネルディスカッションが行われた。

第2部　パネルディスカッション
「災害教訓を継承、発展させる」

大矢根淳氏(専修大学人間科学部教授)によるコーディネートで、次のパネリストが登壇した。

①越山　健氏　関西大学社会安全学部教授
②澤田雅浩氏　兵庫県立大学減災復興政策研究科准教授

③菅磨志保氏　関西大学社会安全学部　准教授
④津久井進氏　日弁連災害復興支援委員会委員長
⑤宮定　章氏　認定NPO法人まち・コミュニケーション　代表理事

越 山 氏：今後の課題として、①結果指標である個人の感覚を科学的に捉えていく方法論、②その指標を空間計画によって変化させることが可能なのかという工学論、③またそれを災害進行中に政策として組み入れるしくみとしての政策論といった3点に対する研究蓄積が求められる。災害の経験をどう継承していくか、世代を越えられるか、答えは出ない。知識移転をこれからも研究していきたいと述べた。

澤 田 氏：2004年の中越地震以後、被災地状況調査から復興計画の推進とその評価を行ってきている。阪神淡路大震災の復興計画においては「トップダウン」の計画に大きな脆弱性が潜んでいることを実感し、地域住民の持つ臨機応変の対応力が想定外の窮状を救う大きな力となったことを説明された。行政の計画する都市計画は荒い設計図でよい。一人ひとりに向き合った社会的、経済的環境の再生を行うことの重要性を述べた。

菅　　氏：長田地区に祖父母を持つ菅氏が阪神淡路大震災のボランティア活動に非常に心を奪われ、非理系の研究者でありながら、人との関わりの中でこの分野の研究に携わったとのことである。社会学者としては、現象を抽象化し、そこから普遍的な理論を導き出す方が評価されやすいが、そうした捉え方ができにくい有事の人の関わり、ボランティアをもう少しフィールドからこだわって研究を続けていきたい。そこで、震災の経験がどう次につなげられるか、普遍的なものを見つけていきたいと、学者である前に人としてありたいという思いが伝わった。

津久井氏：自身が神戸出身でありながら、震災時には東京に在住していたというジレンマから、地元に戻り事務所を開業し、「寄り添う」から更に「介入する」という立ち位置で支援を続けてきたとのことである。弁護士という仕事柄、被災地復興のための合意形成を手伝うことができること、「人」「地域」「能力」を伝えていく、仲間を増やすことが継承への道筋であると述べた。

宮 定 氏：石巻の復興支援に当たり、プリウスの中で生活をしながら地域に寄り添う支援を続けたとのことである。氏の提言によると支援活動として重要なことは、人の戻らない町から戻りたい町に、平時からのまちづくりを行うことである。有事にあっては信頼関係のある専門家の支援、専門家のアドバイス、多様な生活再建のための専門家のチーム組成が必要であることを熊本の支援の中で確信したとのことである。

午後4時半にシンポジウムが閉会したが、その場でしばし交流がされた。パネリストの澤田氏からは、単一の資格者でなく多面的な判断能力の確保のため、住宅の被害認定調査、罹災証明書発行にも積極的に参加してほしいとの日調連に対する期待の声をいただいた。話を伺いながら私は、東日本大震災直後の折立地区の認定調査において、「危険」(赤)と「調査済」(緑)の色違いのステッカーが隣り合った建物に貼られた非情さに思いを馳せた。

復興は平時の日常から始まり、同時にこれから直面する超高齢化社会への対策も示唆している。日常の業務の中で市民の生活に寄り添う我々資格者は、経験と情報の集約、蓄積が事前復興に寄与できるのではないかと感じた一日であった。

広報部長　金関圭子(岡山会)

ほっかいどう地図・境界シンポジウム開催のご案内

北海道ブロック協議会

今年度も「ほっかいどう地図・境界シンポジウム」を開催いたします。回を重ねまして、今回で17年連続での開催となります。概要は次のとおり。

日　時　　平成30年2月9日（金）13時30分～
場　所　　ホテルライフォート札幌
内　容　　**第1部　松久三四彦氏（北海道大学名誉教授）**
（仮）土地の相隣関係と時効（所有者不明土地問題を含めて）
第2部　佐藤隆氏（札幌法務局民事行政部長）
（仮）相続登記の推進について（空き家、所有者不明土地、法定相続情報証明制度を含めて）

雪まつり期間中ですので、宿泊施設等の混雑が予想されます。出席を予定されている皆様は、お早目のお手配をお薦めいたします。ご参加お待ちしております。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 29 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

九州ブロック協議会

記

開催日時	平成30年1月27日（土）午後1時　　開始 平成30年1月29日（月）午後0時15分　終了
開催場所	鹿児島県鹿児島市中央町26－1南国アネックス3F 「TKPガーデンシティ鹿児島中央」 電話 099－214－2525
申込手続	受付期間　平成29年12月11日（月）～平成30年1月5日（金） 申込先　所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

告知板

土地家屋調査士新人研修修了者

平成29年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

関東ブロック協議会(145名)

東京会(30名)

堀江　馨	山田　界
宮川　雅樹	天野　弘明
澤野　勳	岡野　拓二
築添　徹也	柴田　章仁
平岡　成浩	間中　啓之
安島　公平	豊田　祐介
加藤　博永	中丸　吾一
柿沼　真梨子	穂束　雅徳
樋口　喜宗	渡辺　年貴
鶴田　拓伸	伊藤　達也
倉持　裕之	諏訪　泰弘
佐藤　信久	菊池　信弘
細貝　周平	市川　秀一
田中　孝尚	池田　義幸
上田　厚史	佐々山　史成

神奈川会(40名)

内田　敏夫	浅野　晴夫
鈴木　睦美	下田　陽一郎
橋本　陽介	柳原　哲也
神谷　誠	北川　裕三
野口　直志	露木　潤
髙井　潤	佐野　陽平
竹内　勝弥	小清水　聡
井野上　清	中原　一成
高本　達三	井出　智
中山　和代	菅原　克昭
柴田　直浩	田島　貴英
尾栢　紀洋	難波　達郎
石川　登	桒原　元気
常盤　悦弘	田山　薫
黒澤　孝夫	長山　聖典
岡本　仁	宮本　真信
高橋　一之	上杉　剛治
河合　一義	渡邊　俊之
齋藤　友子	小泉　弘樹
金子　顕	畠山　主

埼玉会(16名)

佐々木　佳苗	仲田　大豊
川合　賢	新井　武男
桂木　毅	髙木　佑樹
小林　智毅	神谷　侑一
松永　貴弘	市川　友博
飯野　小百合	大澤　一勝
髙鷹　尚登	濵田　勝義
本多　紳一郎	山下　由利子

千葉会(10名)

青山　典央	武田　定義
髙橋　恒史	塩野　敬介
伊藤　健一	胡桃沢　信行
兼坂　真之助	山崎　潤一
見置　元紀	瀧　雄一郎

茨城会(7名)

江田　規朗	田中　伸幸
飯島　効	福島　勝利
稲葉　勝美	目黒　英昭
加藤木　一樹	

栃木会(6名)

稲葉　好史	鉢村　悦男
髙瀬　洋二	安納　孝博
齋藤　純	中山　和也

群馬会(12名)

岡田　高幸	荻原　大輔
菊地　範子	石田　敏久
木村　匠吾	木暮　隆一
新井　祥則	岡田　大介
荒巻　益美	鈴木　雅之
江原　真住	大武　征仁

静岡会(13名)

志田　雅行	大野　倫孝
富田　光則	磯部　壽志
石月　航平	川島　紳吾
伊代住　武志	大橋　司
佐藤　達也	今村　剛久
松下　嘉一	渡邊　良和
今村　英嗣	

山梨会(1名)

米山　雅和	

長野会(6名)

神津　智宏	清水　功
渡邉　温美	梨本　豊水
丸山　進悟	髙野　哲浩

新潟会(4名)

渡辺　俊治	大橋　祐樹
舘島　英佑	武田　智宏

(順不同・敬称略)
計145名

ADR 法務大臣認定

境界紛争ゼロ宣言

土地家屋調査士になろう!

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第３条第２項第１号に定める研修として、これまで特別研修を12回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識の更なるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレイトに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、65年を越える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？

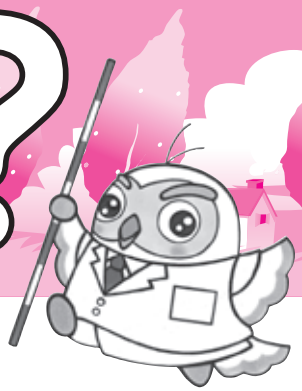

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は10万円になります。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料２～４万円）を適用し、安価に受検･受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

１　基　礎　研　修（17時間）：**基礎的な視聴研修（DVD視聴）**

第13回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲　　法	：毛利透講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任	：久保英幸講師／弁護士
民　　法	：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟	：鈴木秀彦講師／弁護士
民事訴訟法	：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	筆界確定訴訟の実務	：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

２　**グループ研修**（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

３　集　合　研　修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

４　総　合　講　義（　3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

５　考　　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第13回特別研修の日程

１　基　礎　研　修：平成30年２月９日（金）から11日（日）

２　グループ研修：平成30年2月12日（月）から3月15日（木）

３　集　合　研　修：平成30年３月16日（金）、17日（土）

４　総　合　講　義：平成30年３月18日（日）

５　考　　　査：平成30年３月31日（土）

特別研修の受講体験者の声

福岡会　津野伸行会員（第２回特別研修受講・平成１８年度）

私が特別研修という言葉を知ったのは、平成１７年でした。同期の一人が研修部で苦労しているのを知り、初めて資格内資格があることを理解しました。当時は仕事が多く、土地家屋調査士試験受験当時の勉強意欲も無く、ただ日々の業務に追われている時でした。その時この資格を知り、知らない間に時代においていかれると思い、受講、受検を思い立ちました。

私は平成１８年の第２回を受講しました。当時は福岡会場で５０人から６０人の受講生で、法律学習では知らないことばかりでした。集合研修では、講師の弁護士先生を激怒させる答弁書を提出し、以後受講の度にことごとく名指しで質問され、不勉強の恥をさらして、法律の奥深さに怖くなりました。日常業務に追われて、法律を学習することから掛け離れた毎日だったことを痛感しました。また、同業の友人もなく受講をしていましたが、グループ研修では、日常業務を法律的に解釈する作業を同業の皆さんと一緒に学習する過程を経験しました。この共同作業学習で皆さんと友人になり、人的な財産を貯蓄した気分でした。これから一つ一つ積み重ねていく新しい土地家屋調査士だからこそ、ADR認定土地家屋調査士は必要な資格・知識であり、これからの業務の幅を広げ土地家屋調査士という専門職を守る資格だと思います。

これからは人工知能（AI）が普及し、仕事の半分近くを失う時代が来ます。膨大な条文、判例、通達、回答を瞬時に検索し、人工知能（AI）が適切なアドバイスをして、単純な申請はワンクリックで申請ができるPCと人工知能（AI）ソフトと戦わなくてはなりません。よって、この特別研修は土地家屋調査士を守る資格内資格、業務の幅と専門職を守る、特別研修であると思います。是非、ADR認定土地家屋調査士の資格を取得されて、これからの土地家屋調査士の資格を守ってください。

京都会　宮下剛会員（第１２回特別研修受講・平成２８年度）

私は最初、ADR認定土地家屋調査士が何か知りませんでしたし、ADR認定土地家屋調査士になるための特別研修があることも知りませんでした。私が特別研修を受講した理由は、所属会の役員の方に勧められたことと、土地家屋調査士試験に合格して登録したばかりだったので、ADR認定土地家屋調査士特別研修の考査に出題される民法などの試験勉強をしていたこともあり、受講するには今しかないと思い、受講をすることにしました。

私のグループは全員が同年に土地家屋調査士試験に合格したメンバーだったので、皆さんが同じ動機で受講されていました。最初は土地家屋調査士試験の勉強をしていたからと余裕でいたのですが、いざ受講してみると、憲法や民事訴訟法など、私にとっては土地家屋調査士試験の範囲から遠く離れた未知の世界でしたので、とても戸惑いました。また、研修会場が大阪だったこともあり、朝７時の電車に乗り、夕方５時まで研修を受けて帰る日が続きましたので、これは大変だと思いました。ただ助かったのが、私のグループには司法書士兼業の方がいたことです。分からない事はその方に聞きながら、皆で協議して勉強しました。そうしているうちに、基礎研修では全く分からなかった部分も理解し、ADR認定土地家屋調査士とはどのようなものなのかが徐々に見えてきました。

グループ研修ではメンバーそれぞれが違った考えや意見などがあって、とても勉強になりました。これからの実務にも非常に役立つ研修だったと思います。また、私のグループは前述のとおり、全員が同年に土地家屋調査士試験に合格したメンバーだったこともあり、この特別研修を受講したことで、みんなととても親しくなり、今後業務を行っていく上でも、非常に有意義な研修であったと思います。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成29年10月 2日付

神奈川	3077	吉田　正寛	埼玉	2653	小林　征行
千葉	2187	小野　浩	千葉	2188	山田　雅男
静岡	1800	塩谷　安朗	静岡	1801	蒔田　理督
兵庫	2493	猪飼　忠嗣	滋賀	448	中原　陽子
和歌山	438	中島　一成	愛知	2942	小境　智弘
福岡	2310	井上　隆治	福岡	2311	佐藤　誠
山形	1238	船山　一司			

平成29年10月10日付

愛知	2943	中嶋　茂樹	青森	772	藤谷　大樹

平成29年10月20日付

東京	8013	笹川千佳子	東京	8014	弦間　翔也
埼玉	2654	酒井みどり	千葉	2189	栗本　豊明
群馬	1065	川島　学			

登録取消し者は次のとおりです。

平成29年 8月12日付			兵庫	1296	三島　清人
平成29年 8月16日付			東京	1349	岡田　高明
平成29年 8月27日付			京都	550	山田　啓二
平成29年 9月12日付			札幌	572	島口　義昭
平成29年 9月16日付			群馬	787	天田　政利
平成29年 9月17日付			神奈川	1977	加瀬　重義
平成29年 9月25日付			愛媛	546	松浦　直児

平成29年10月 2日付

神奈川	1786	佐藤　嘉憲	神奈川	2914	石原　隆弘
群馬	854	春日　良雄	群馬	1017	細谷　泰孝
新潟	1795	齋藤　隆夫	大阪	1243	佐田　俊彦
大阪	2370	藤田　浩志	大阪	2409	小馬　哲也
大阪	2665	吉田　憲治	兵庫	639	古川　招二
兵庫	648	平山　彰一	愛知	1376	水野　文夫
三重	611	木下　明尚	岐阜	799	鷹見　徹彦
岐阜	994	曽我　勝利	福岡	2222	濵岡　正治
秋田	912	菊地　重直	徳島	307	矢野　義博

平成29年10月10日付

東京	5557	小宮　勇	東京	6132	斎藤　繁忠
東京	6342	五月女忠行	東京	6970	若山　孝二
東京	7530	岸　彰	東京	7737	腰越　正之
神奈川	2959	白石　浩	埼玉	1811	唐澤　正司
埼玉	2356	會田　要市	千葉	1535	宮本　安雄
栃木	487	松﨑　賢治	栃木	559	小林　健一
群馬	965	永井美智子	静岡	1003	西川　光親
静岡	1094	塩谷　浩	静岡	1230	吉松　俊明
長野	241	西澤　眞	長野	2459	郷津　哲雄
奈良	403	安里　和之	滋賀	392	岡田　文夫
和歌山	191	長岡　正親	愛知	1364	瀧田　英世
愛知	1672	佐藤　孝雄	愛知	2222	加藤　里美
三重	293	岡本　暁光	三重	682	潮谷　信行
三重	712	加藤　尚己	福岡	1720	平野　誠一
宮城	882	木村　清	札幌	735	倉岡　正義

平成29年10月20日付

静岡	1237	塩川　始	大阪	2378	栗田　明宏
大阪	2867	新野　信彦	大阪	2882	釣場　浩三
大阪	3053	園尾いこひ	兵庫	1345	則直　稔
兵庫	1536	谷　隆雄	兵庫	1809	横田　明彦
兵庫	2084	畠山　四郎	兵庫	2244	出田　啓之
兵庫	2315	藤本　隆大	滋賀	372	丹賀澤軌幸
滋賀	413	東野　和人	鳥取	446	大坪　正人
島根	186	妹尾　善雄	徳島	502	熱田　範人

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成29年10月 2日付

岡山	1340	上田太久美			

平成29年10月20日付

東京	7880	橋田　顕彦	東京	8013	笹川千佳子
埼玉	2625	仲田　大豊	千葉	1807	古賀　智行
千葉	1986	後藤　千洋	千葉	2126	佐々木基之
千葉	2150	伊東　義晴	千葉	2164	小迫　裕司
千葉	2184	瀧　雄一郎	静岡	1773	小島　由揮
静岡	1775	中野　泰治	山梨	401	小野　俊昭
大阪	3286	梅田　正人	大阪	3292	永井　義之
大阪	3303	日根　啓助	奈良	431	滝澤　圭祐
奈良	440	横原　靖幸	愛知	2925	安達　直樹
三重	771	太田　道秀	三重	895	三杉　美仁
岐阜	1267	太田　国広	岐阜	1285	髙橋　紘平
山口	857	原田　英樹	福岡	2265	髙木　祐治
熊本	1201	山田　伸也	熊本	1202	平林　陽兵
札幌	1194	荒木　崇行	札幌	1195	齋藤　慶太

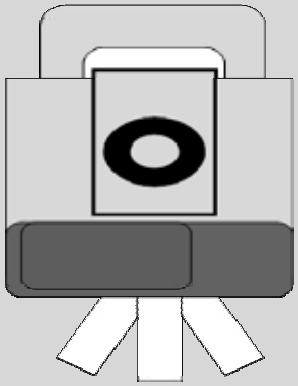

測量機器総合保険（動産総合保険）に
ご加入の会員の皆様へ

ご加入後、ご契約いただいている測量機器に
次の様な変更が発生しましたら、共済会窓口まで
必ずご連絡お願いします。

〇測量機器の買換えを行った。
〇事務所を移転したので、測量機器の保管場所が
　変更となった。
〇新しい測量機器を購入したので、補償の対象に
　追加したい。

等

★ご変更のお手続きが必要となります。
　手続き漏れとならない様に、速やかなご連絡を
　お願いします。

～ご連絡はこちらまで～
日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口
（有）桐栄サービス　　担当：　三神
TEL:03-5282-5166

平成30年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア)　明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ)　日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者
推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目：面接のみ　※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。**

◎**願書受付期間等**

A日程　受付は終了しました。

B日程　(1)願書受付期間…2018年2月19日(月)～3月2日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2018年3月15日(木)　(3)合格発表日…2018年3月16日(金)
※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方　まずは、入試要項をお取り寄せください！　詳細をご確認ください。
入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは　日本土地家屋調査士会連合会(日調連)
または　明海大学浦安キャンパス　入試事務室　047-355-5116(直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続を完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL(iBT)® 78点以上、GTEC CBT1250点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL(iBT)® 57点以上、GTEC CBT 1000点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以　上

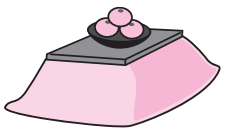

ちょうさし俳壇

第391回

煤払ひ　深谷健吾

命綱つけて天守の煤払ひ　茨城　島田　操
総出して白川郷の雪囲　岐阜　川上義久
山影に身を寄せ合ひて浮寝鳥　広島　正女
決断の間合ひを計り懐手　鍋田建治
無礼講の中に礼あり年忘れ　愛知　鍋田建治

当季雑詠　深谷健吾選

存へて昭和史遠し文化の日　茨城　島田　操
廃校の動かぬ時計秋惜しむ　茨城　中原ひそむ
野作業の一人の世界鵙日和　岐阜　堀越貞有
人住まぬ庭を彩る柿たわわ　愛知　鍋田建治
一病を忘れてをりぬ菊花展　茨城　中原ひそむ
風鈴の音色かすかに夕餉時　岐阜　堀越貞有
星座澄む黄泉の世の妻如何に住む　愛知　鍋田建治
鳩の鳴く山は色なき風の中　茨城　中原ひそむ
聞こゆるは胡弓の音色風の盆　岐阜　堀越貞有
捲き戻し利かぬ生涯風の盆　愛知　鍋田建治
厨房の地下に食材新嘗祭　岐阜　堀越貞有
境内は子らの遊び場神の留守　愛知　鍋田建治
札とばぬ深き鍋底社会鍋　愛知　鍋田建治
国旗揚げ国家斉唱菊日和　岐阜　堀越貞有
神送り古事記三巻読み漁る　愛知　鍋田建治
逢妻の川音静か彼岸花　岐阜　堀越貞有
「長寿」と書く母の遺筆やうろこ雲　愛知　鍋田建治
あの先輩この先輩と夜長かな　愛知　鍋田建治
香りよき薬味となりて花茗荷　岐阜　川上義久
親子して袋いつぱい栗拾ふ　岐阜　川上義久
高山の山車の曳かれて秋祭　広島　正女
三代を連ね園児の運動会　広島　正女
愛犬も太り気味なり馬肥ゆる　広島　正女
波頭すぱつと抜けてつばめ魚　広島　正女

今月の作品から　深谷健吾

廃校の動かぬ時計秋惜しむ　島田　操

「秋惜しむ」とは、過ぎ行く秋を惜しむこと。詠嘆的な心がことば自体に強くこもっていて、物寂しさを感じさせる。廃校といえば、山村の分校のことかと思っていたが、最近では人口の減少、及びドーナツ化により都心でも廃校して統合化現象が盛んである。寂しいことである。提句は「動かぬ時計」に着目して詠んだ人事句である。着眼に敬服の一句である。

鳩の鳴く山は色なき風の中　中原ひそむ

「色なき風」とは、「秋風」の傍題。秋は季節風の交替期。日々冷気に加え、身に沁みてそこはかと哀れをそそる。陰陽五行説で、秋は五行の金にあたり色は白を配する。色なき風は華やかな色が無い風の意。提句は秋風即ち色なき風の中で鳴く山鳩の声を句材にして、哀愁の風情を詠みきった素晴らしい一句である。

札とばぬ深き鍋底社会鍋　堀越貞有

「社会鍋」とは、年の暮に、キリスト教の一派の救世軍が行う募金活動。街角に鍋を吊るし、その中に集まった献金で慈善事業を行う。日本でも駅前や街頭で見かけます。その情景を見ての一句か。行人の喜捨は大半が硬貨であるが、中には千円札とか一万円札もある。大切な札が飛ばぬよう鍋底の深い社会鍋の着眼が素晴らしい一句である。

あの先輩この先輩と夜長かな　鍋田建治

「夜長」とは、秋分を過ぎると昼よりも夜の時間が長くなる。夏の短夜のあとなので夜が長くなったという感じが強い。夜なべに精を出し、読書に身がはいるのもこの頃である。秋の夜長の過ごし方はさまざまであるが、先輩らと酒を酌み交わしながらの秋の夜長もまた一利がある。提句は「先輩」のリフレインによりリズムの良い一句となった。

高山の山車の曳かれて秋祭　川上義久

「秋祭」とは、秋季に行われる祭。春祭は豊作祈願の祭であるのに対して、秋祭は収穫後に新穀供えて神に感謝する祭のこと。高山祭には春の山王祭と秋の八幡祭がある。動く陽明門と称される祭屋台が秋には十二台曳き揃えられ、その豪華絢爛な姿を披露。提句は秋の高山祭即ち櫻山八幡宮の例祭の情景を詠んだ一句であろう。「百聞は一見に如かず」に値する日本三大祭の一つである。

波頭すぱつと抜けてつばめ魚　正女

「つばめ魚」とは、「飛魚」の傍題。体長三〇センチ位、背は青く腹は白色で胸鰭が非常に長く、これを広げて水上を群れをなして滑走する。提句は「すぱつと」の措辞により剣術の一手の「つばめ返し」を連想させる。下五に季語である「つばめ魚」を置くことにより秀逸となった。尚、「当季雑詠」とは今月号分の投句で言えば冬季である。残念ながら提句の季語は夏季であり、少なくとも秋季までの季語にて詠むことを希望します。

平成29年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

長年のご功労に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

旭日双光章

相田 治孝（山形県土地家屋調査士会）

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年
山形会理事、同副会長、同会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

飯塚 英夫（茨城土地家屋調査士会）

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
茨城会理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、75歳

黄綬褒章

上原 兼雄（長野県土地家屋調査士会）

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
長野会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

海野 敦郎（神奈川県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
神奈川会常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、62歳

黄綬褒章

加藤 幸男（大阪土地家屋調査士会）

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
大阪会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成16年法務大臣表彰等、76歳

黄綬褒章

神戸 照男（三重県土地家屋調査士会）

昭和61年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴31年
三重会理事、同副会長、同会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、64歳

黄綬褒章

佐藤 忠治（埼玉土地家屋調査士会）

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
埼玉会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成28年法務大臣表彰等、74歳

黄綬褒章

田中 幸應（福井県土地家屋調査士会）

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
福井会理事、同常任理事を歴任
平成22年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

原 睦雄（静岡県土地家屋調査士会）

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴49年
静岡会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、72歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成29年11月3日発令日の年令・歴です。

国民年金基金から

老後も小遣い銭に困りませんように
～私のおまじない～

三重会　　上杉　和子

小遣い銭に困らないおまじないって、ご存知ですか？

土用の丑の日、家の出入り口に紫陽花をぶら下げるのです。「小遣い銭に困りませんように」と唱えながら。三重県に越してきた20代後半、隣りのおばさんに教えてもらったおまじないを、私は今も「有り難うございます。この1年も小遣い銭に困りませんように」と、土用の丑の日の朝には、1年間お世話になりドライフラワーと化した紫陽花を、青々とした葉をつけた紫陽花と入れ替え、感謝の心で玄関にぶら下げます。この地で暮らしてかれこれ30年、山も谷も幾つかの転機もありましたが、有り難いことに、小遣い銭に困ることなく暮させていただいています。

さて、老後の生活も小遣い銭に困らず、笑顔で楽しむことを忘れず暮らせたらいいですよね。それを考えるきっかけは、土地家屋調査士登録後にもらった国民年金基金の加入申込案内でした。20年前の話です。

それまで年金制度については、OL時代は厚生年金、結婚退職後は夫の厚生年金の被扶養配偶者(第3号被保険者)であった私には、自分の意思に関係なく給料から天引きされていく税金･年金保険料は、納めていればよいもの、ほとんど関心がありませんでした。それが、夫の退職で、夫も私も国民年金へと転向となり、国民年金は受け取れる年金が、厚生年金と比べると目減りすることを改めて知ったのです。自営業には定年がないから、老年となっても元気で働けるうちはいいけれど、そうはいかないことだってある。老齢基礎年金だけでは生活するのに足りないと思いました。開業したばかりで、まずは当面の生活の心配をする時でしたが、国民年金基金は、今の生活(家計)にもメリットがあると知り、加入を前向きに考え始めました。まだまだ先のことと思っている二人の老後を、どんなふうでありたいかを話す機会になりました。

若いうちの苦労は、身体の無理も利くし何とでもなるだろうけど、歳を取ってまでお金の心配をしながらの苦労はしたくないな、穏やかに健やかに暮らしたい。1か月いくらあれば生活できるか、趣味や娯楽を楽しむ余裕もないと元気が出ない。毎月の掛金がいくらなら納められるか。口数の増減ができるなら、納めていけるうちは限度額いっぱいでいいんじゃないか。子ども三人の教育費が増え始めたり、納めるのが困難な状況になった時には口数を減らせばいい。手許にあれば使っちゃう母親譲りの私の性分、案外減額せずそのままいけるかもと根っからの楽天家。そんなこんなで掛金の予算と受給のイメージが決まると、土地家屋調査士国民年金基金事務局に電話をし、私の望む受給スタイルにかなう給付の型と口数を提案していただき加入したのです。時を同じくして夫も職能型国民年金基金に加入しました。二人とも誕生月のひと月前のことです。掛金月額は加入時の年齢で決まり、年齢が上がれば掛金も上がる。掛金はずっと一定なのだから、誕生月を越えるわけにはいきません。今が思案の定めどきと自分に言い聞かせて、具体的に動きました。

国民年金の上乗せ部分(二階建て部分)となる国民年金基金は、自営業者が自分の考えで加入するものです。終身年金とするか確定年金とするか、また、加入する口数で受け取る年金額が決まるというように、給付の内容を自由に選ぶことができるのです。その人その人の現在の事情や将来の思いにかなう選択を、自分の責任で決めていくのです。

何より魅力的なことは、国民年金基金の掛金の全額が所得控除の対象となる優遇処置があることです。所得税や住民税が軽減されるということは、老後の資金づくりをしつつ、今の暮らしにもうれしく響くということです。民間の年金保険の控除額とは比べものになりませんし、積立定額貯金等は低金利のうえ、節税の要素はありません。これらは、最低限国民年金基金に加入した後、個人の状況に応じて、老後の資金作りの手段として考えると良いのではと思います。

『**結果自然成(結果自然に成る)**』今頃の季節、柿の実が色づき始めると思い出す禅語です。近所の小さな空き地に背の低い柿の木が三本あり、今年も実りの時を迎えました。柿の木は突然立派な実を付けたのではありません。幹や枝は冬の寒さに耐え、春に芽吹いた葉は、夏の太陽をいっぱい浴びその葉を広げ、可愛い花を咲かせ、根も頑張って幹を支えて栄養を送り続け、その時その時に柿の木として、やれるだけのことを精一杯やって、照り葉

になり始める頃、大きく膨らんだ実は鮮やかな濃い橙色、立派な実に成るのです。毎日のように通る道、老後資金は柿の実だなと思えてしまいました。「晩年の穏やかな暮らしを望むのなら、今あるその時その時に自分のできることをしっかりやることだよ。後は自然にその時を迎えればいいだけさ」と柿の実に言われている気がしました。

私にとって毎月掛金を納めることは、「老後の小遣い銭に困りませんように」というおまじないにも似ています。間違いなく日本の少子高齢化は進み、将来的に年金支給開始年齢が延びる可能性がないとはいえません。60代70代80代になった時も、まだまだいける、生きてるっていいねと笑って暮らせたら言うことないですよね。それには、心身ともに健康であること。不安や心配事に埋もれていたらそうはいきません。

是非、未加入の会員の皆様には、国民年金基金制度は、自営業者のために、会社員等の給与所得者と将来受け取る年金額に大きな差があったものを、解消するため創設された制度であることを、今一度ご理解いただきたく思います。加入されていて、掛金が控除限度額に余裕がある方は、増口をされるのも一考です。また、配偶者の方は加入されていますか。配偶者の掛金もご主人の所得控除の対象です。国民年金基金の加入は、自営業者個々の裁量に委ねられているのです。ご自身のことです、本気で心配してあげてください。

月日は確実に流れ、誰もが老いていきます。『歳を重ねていくほどに味わいを増し、長い旅路の果てには、輝く何かが誰にでもある』そんな歌があります。皆さんは人生の旅路の果てに、輝く何かがあると思えますか。私は輝く何かがきっとあると信じています。

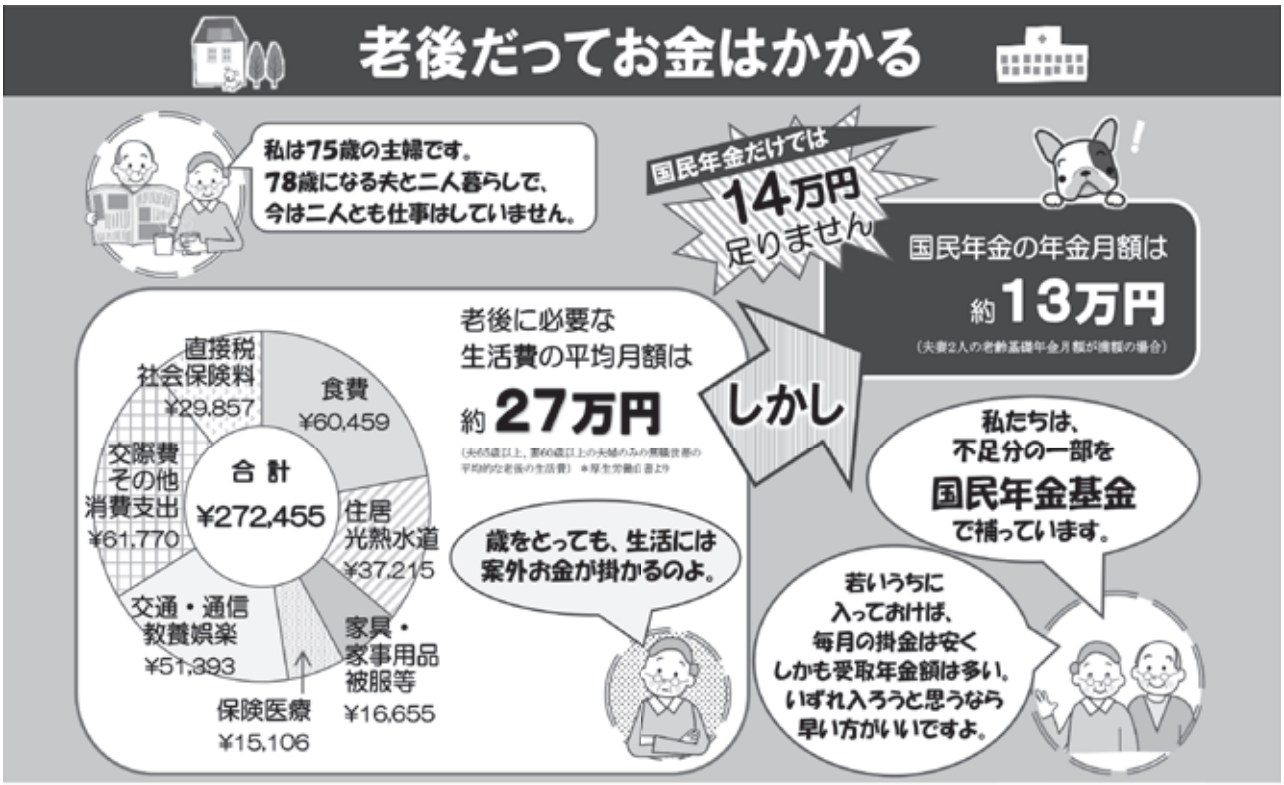

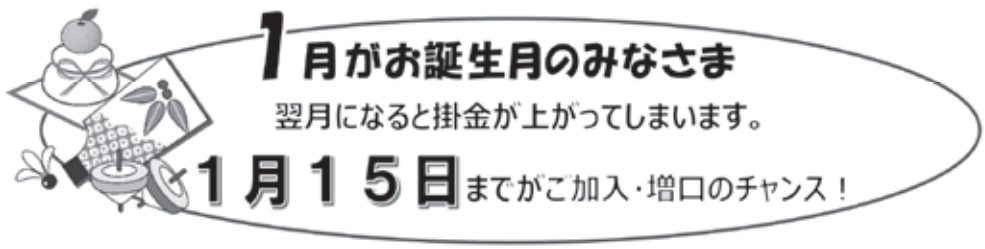

土地家屋調査士国民年金基金
フリーダイヤル
0120-145-040
（平日 9:00～17:00）

東京会

「板橋支部会員による出前授業」

板橋支部　荒川　昌史

『とうきょう』第611号

同じ板橋支部に所属する井上宣幸さんの娘さんが通っている中学校では、おやじの会という組織があり、定期的にお父さん、お母さん方がみんなで協力し合って子供たちの為になる企画・イベント等が実施されているようです。

平成29年7月15日には井上さんが講師となり、土地家屋調査士という仕事の内容と、中学生の生徒さんが今まさに勉強中の三角関数の計算がどのように仕事の中で活用されているのかが紹介され、三角関数を使用して実際に6ｍほどの教室の高さを測ってみるという、とても有意義な数学の出前授業が実施されました。

≪授業内容及び構成≫

1. パワーポイントで作成された資料を基に、今回の授業の内容を15分ほど説明。
2. 10メートルの間隔にテープを張り歩測させ、それぞれの生徒さんが自分の歩幅を確認し、観測目標物である教室の柱まで歩測。また、自分の目線までの高さを測り、写真で紹介している、「カクシリキ（角知り器？）」を使用して天井と柱の交点までの仰角を観測して三角比を使い高さを計算する作業を25分ほど実習。
3. 6、7人で構成される班の中でそれぞれ出た数値を生徒の皆さんで話し合い、班として提示する数値を決定して、全員で答え合わせ。（全体として50分の授業、約80人ずつで計2回実施）

授業の1時間前に集まったおやじの会のメンバーは、会場づくりや10メートル間隔の距離の部分にテープを張ったり、関数電卓を使った計算の方法を覚えたりと、和気あいあいで楽しそうに準備を行っていました。その中の一人のお父さんが「こんな授業を自分の子供の頃にやってもらったら、三角関数の勉強をもっと楽しく感じただろうな～」という言葉がとても印象的でした。

子供たちも実習の中で測る角度が1、2度違うだけでこんなに結果に違いが出るのだと知ることができたようで、限られた時間の中でも2回3回と観測をするほど興味を持ってくれました。そして班で話し合った結果としては、みんなの出した答えの平均値を出したらどうだろうという意見が多かったように感じます。一番精度の高かった班の答えは正解との誤差が4ミリ、さらに2位は5ミリという素晴らしい成果となり、生徒さんからは驚きや喜びの声が上がりました。

生徒さんやおやじの会の皆さんには、当会のオリジナルノベルティグッズやチラシの他、日本土地家屋調査士会連合会作成の漫画冊子も配付し、制度広報活動としても意義のあるものとなりました。

広報事業部の担当理事として会務に従事する中で、より多くの一般の方に土地家屋調査士という士業を広めていくには、地道で先の長い作業であると日々感じながら、会員の方が土地家屋調査士の仕事紹介のために、夜なべをして道具を作ったり資料を作成したりと独自に活動されていることに心より感謝しております。

今後も、会員の皆さんと制度広報事業について一緒に考えるとともに、土地家屋調査士の制度の周知を一層図るべく邁進していきたいと改めて感じました。

カクシリキ

編 集 後 記

「未来のことはわからない。
しかし、我々には過去が希望を与えてくれるはずである。」
～ウィンストン・チャーチル～

毎年1年が過ぎ去っていくのが早くなっている気がしませんか？ある研究によると、「時間の流れる速さは、年齢の平方根に比例する」という結果があるそうです。10歳が感じる時間の速さと比べて、30歳では1.7倍、40歳では2.0倍、50歳は2.2倍、60歳は2.4倍…。なんだか自分の年齢に当てはめるのが怖くなって、1日1日を大切にしようという気持ちにさせられますね。

トランプ大統領の就任で幕を開けた2017年。稀勢の里が14年ぶりの日本出身横綱、将棋では藤井聡太四段がプロデビュー以来前人未到の29連勝と日本中が勇気づけられるニュースもありましたが、海外では無差別テロ、国内では九州北部豪雨など悲しい出来事もありました。業界においては5月に運用が開始された「法定相続情報証明制度」、連日報道される「所有者不明土地問題」。「登記」というキーワードが国民にとって、例年になく注目される年であったと思います。

皆様にとって、どのような1年であったでしょうか。1年の締めくくりにこそ、少し立ち止まって振り返るのも良いかもしれません。嬉しかったことや辛くて悲しかったこと。改めて思い返すと、多くの方に支えられて今の「私」があるのだと感じますし、「私」が未来を開拓していけるのも、支えてくださっている方が傍にいてくれるからこそだと思います。感謝の気持ちを忘れず過ごしていきたいと感じているところです。

今年も残すところ数えるほどになりました。年末へ向け、業務はフル回転しているのかもしれませんが、体調を崩しやすい時期ですのでくれぐれもお気を付けください。

1年間お疲れ様でした。新年が実り多き、希望あふれる年になりますように。

広報部次長　山口賢一（長崎会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行
定価　　1部　　100円
　　1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　岡田　潤一郎
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社